

3.2 社会状況の把握

3.2.1 人口及び産業の状況

1) 市町村境界

事業実施想定区域が含まれる最上町は、新庄市、尾花沢市、舟形町、金山町、宮城県大崎市、宮城県加美町、秋田県湯沢市に隣接している。面積は、330.37km²である。

2) 人口

事業実施想定区域が位置する最上町の人口及び世帯数の推移を表 3.2.1 に示す。

表 3.2.1 人口及び世帯数の推移

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口（人）	8,385	8,204	7,958	7,720	7,532
世帯数（世帯）	2,843	2,839	2,815	2,774	2,790

出典：最上町ホームページ町政情報

(<https://town.mogami.lg.jp/info/08toukei/02jinkou.php>)

3) 主な産業及び産業構造等

事業実施想定区域が位置する最上町の産業別就業者数及びその割合を表 3.2.2 に示す。

表 3.2.2 産業別就業者数及びその割合（15歳以上・男女） 最上町

分類		就業者(人)	割合(%)
第一次産業	農業	769	18.00
	林業		
	漁業	4	0.09
	小計	773	18.09
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	14	0.33
	建設業	745	17.44
	製造業	659	15.42
	小計	1,418	33.19
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.24
	情報通信業	12	0.28
	運輸業、郵便業	60	1.40
	卸売業、小売業	427	9.99
	金融業、保険業	33	0.77
	不動産業、物品賃貸業	15	0.35
	学術研究、専門・技術サービス業	70	1.64
	宿泊業、飲食サービス業	222	5.20
	生活関連サービス業、娯楽業	111	2.60
	教育、学習支援業	116	2.71
	医療、福祉	556	13.01
	複合サービス業	51	1.19
	サービス業(他に分類されないもの)	198	4.63
	公務(他に分類されるものを除く)	169	3.96
	小計	2,050	47.97
分類不能		32	0.75
合計		4,273	100.00

出典：2023年版 最上町の主要統計（山形県最上町）

(https://town.mogami.lg.jp/data/upload/2025-12-19_11-00-08_6.pdf?2026070616)

3.2.2 土地利用の状況

1) 土地利用の概況及び変遷

最上町の地目別土地利用状況を表 3.2.3 に示す。最上町の総面積は、33,037ha であり、そのうち森林面積が 28,002ha と最も大きい。

表 3.2.3 地目別土地利用状況

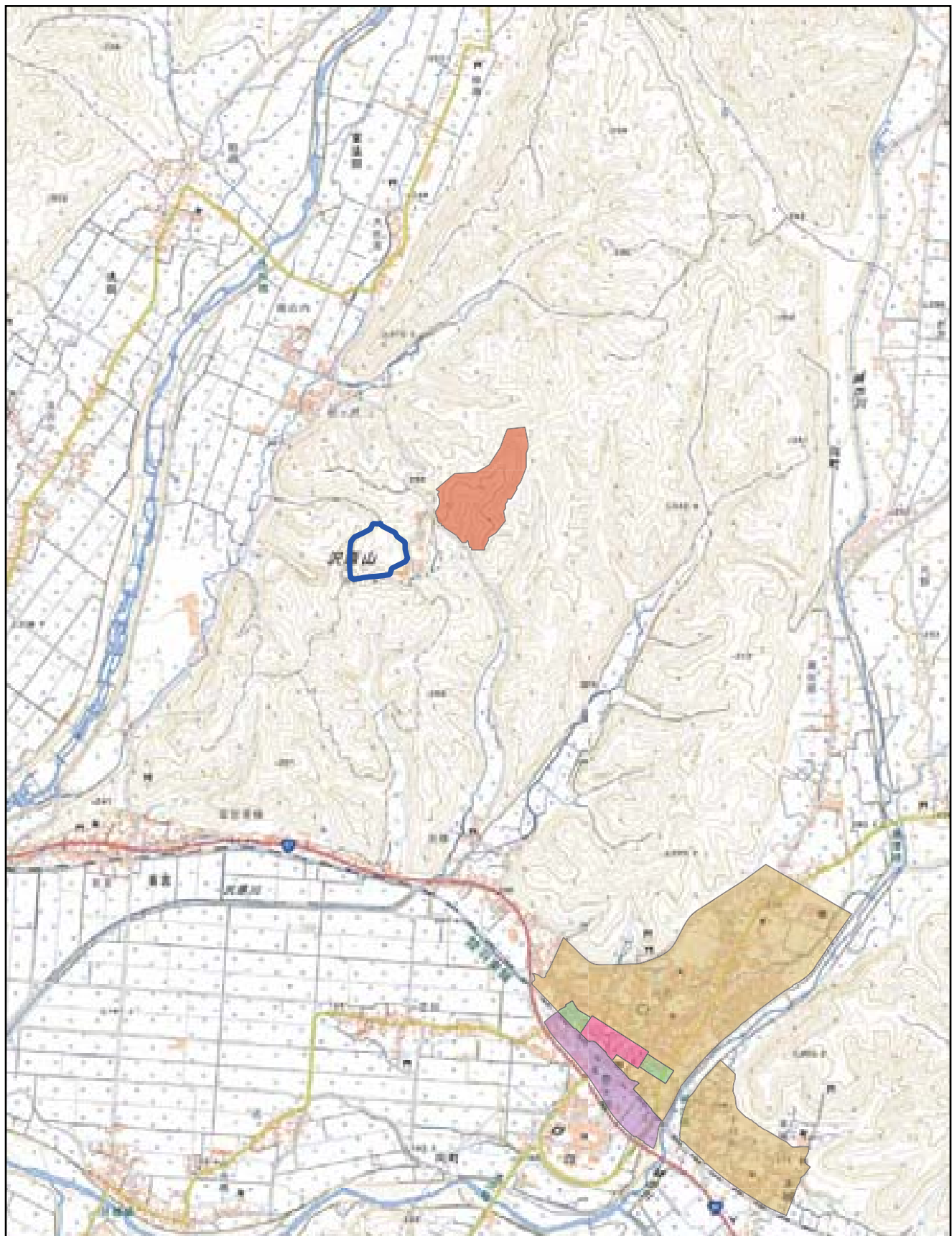
単位：ha

総面積	農用地	森林	原野	水面・ 河川等	道路	宅地	その他
33,037	2,307	28,002	275	684	425	295	1,049

出典：「山形県統計年鑑(令和6年度)第1章 土地・気象」
(<https://www.pref.yamagata.jp/documents/51971/r6-1.pdf>)

2) 都市計画の状況

「都市計画法」（昭和 43 年 法律第 100 号）に基づく都市計画区域の用途指定を図 3.2.1 に示す。



凡例



：事業実施想定区域



：既存処分場埋立区域



：第一種住居地域



：準工業地域



：商業地域



：近隣商業地域



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」（国土交通省）

図 3.2.1 用途地域図

3) 土地利用規制の状況

(1) 都市地域

事業実施想定区域及びその周辺の都市地域を図 3.2.2 に示す。なお、事業実施想定区域に都市地域の指定はない。

(2) 農業地域

事業実施想定区域及びその周辺の農業地域を図 3.2.3 に示す。なお、事業実施想定区域には農用地区域に含まれている。

(3) 森林地域

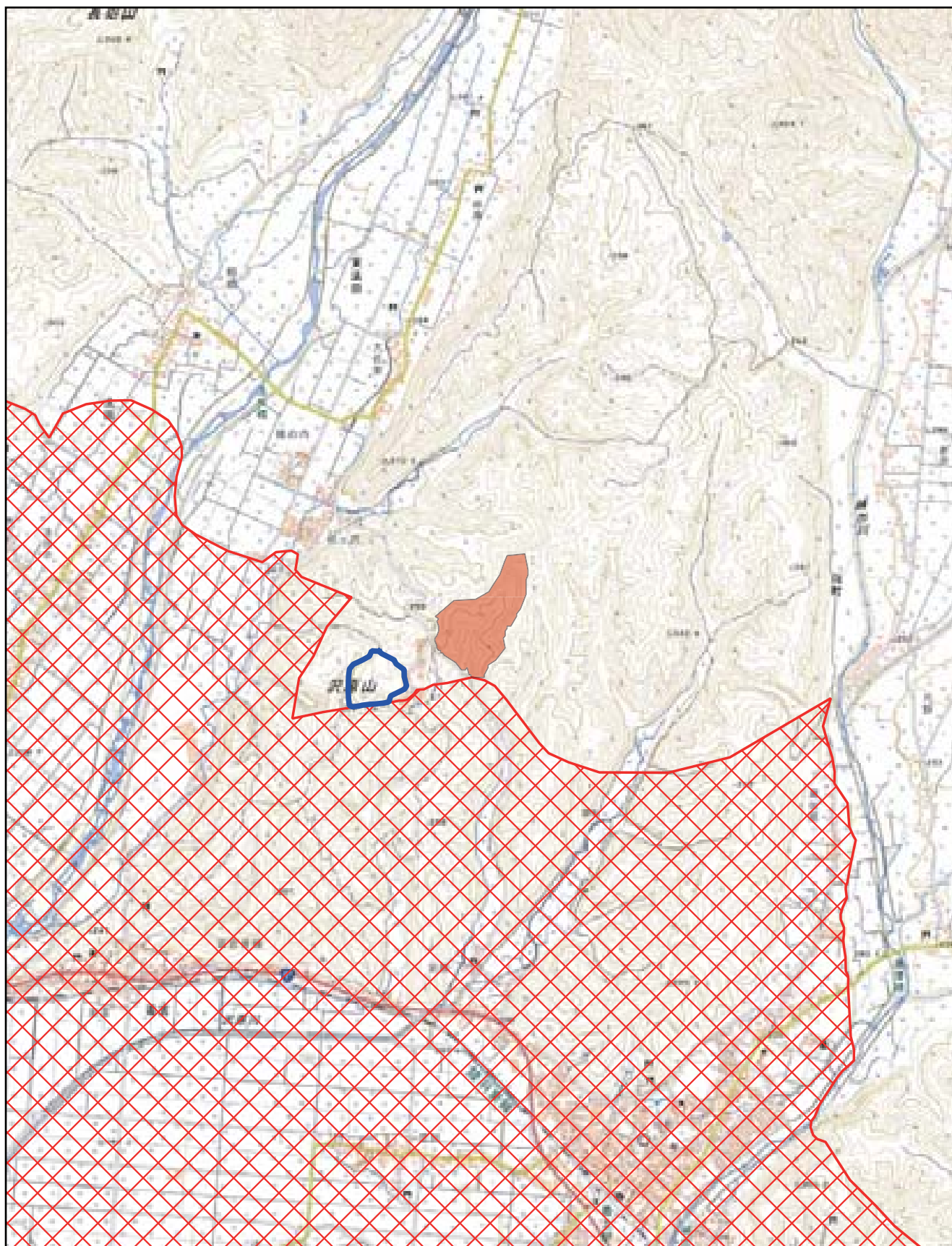
事業実施想定区域及びその周辺の森林地域を図 3.2.4 に示す。なお、事業実施想定区域には森林地域及び地域森林計画対象民有林が分布しており、保安林は分布していない。

(4) 自然公園地域

事業実施想定区域及びその周辺には、自然公園地域の指定はない。

(5) 自然環境保全地域

事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全地域の指定はない。



凡例

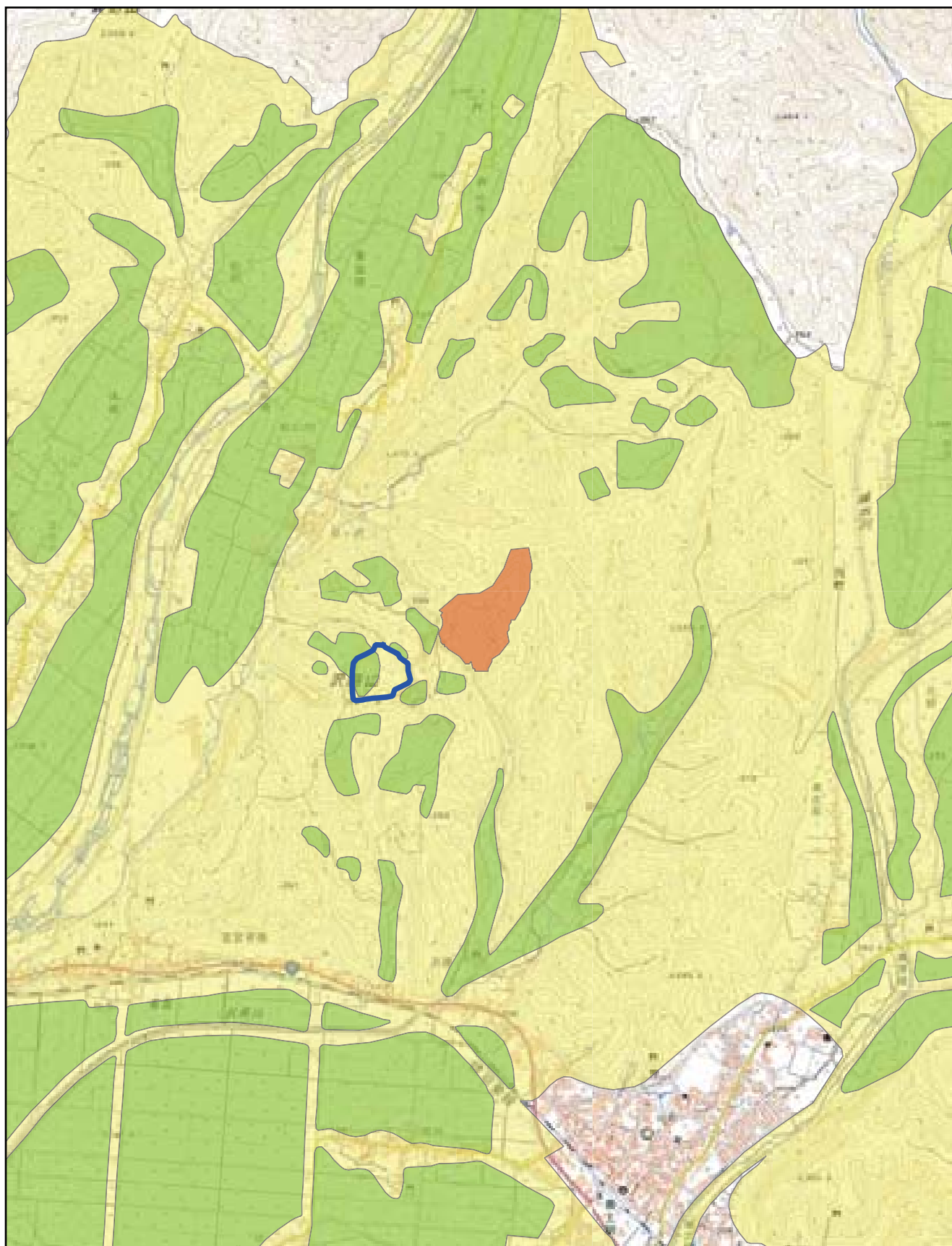
-  : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域
 : 都市地域



縮尺：1/25,000
 0m 250m 500m 750m 1000m

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」（国土交通省）
<https://nlftp.mlit.go.jp/>

図 3.2.2 土地利用基本計画図（都市地域）



凡例

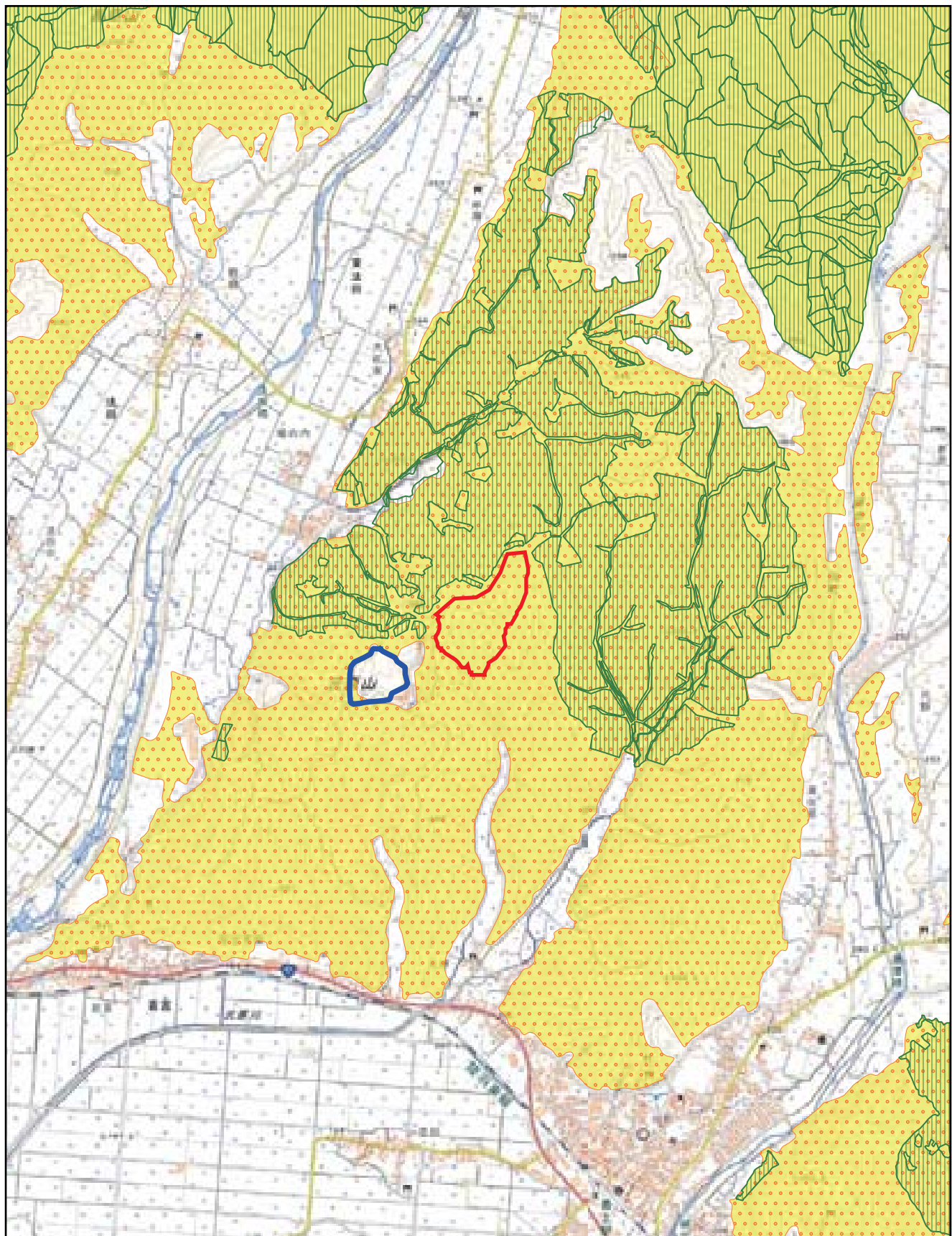
- : 事業実施想定区域 □ : 既存処分場埋立区域
■ : 農用地区域 ■ : 農業地域



縮尺 : 1/25,000
 0m 250m 500m 750m 1000m

出典 : 「国土数値情報ダウンロードサイト」(国土交通省)
<https://nlftp.mlit.go.jp/>

図 3.2.3 土地利用基本計画図(農業地域)



凡例

 : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域

 : 森林地域
  : 地域森林計画対象民有林

 : 保安林

出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」（国土交通省）(<https://nlftp.mlit.go.jp/>)

山形県農林水産部森林ノミクス推進課 資料



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 3.2.4

土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 水域の概況

事業実施想定区域における水域の状況は、西側に白川ダムを上流に有する最上白川が流れており、事業実施想定区域南西方向の地点で最上小国川に合流する。また、事業実施想定区域西方向には、小沢原川が流れており沢原川と合流して最上小国川に合流している。なお、事業実施想定区域周辺には、湖沼などの止水域は存在しない。

2) 水面利用

事業実施想定区域南側を東西に流れる最上小国川において、最上町及び舟形町が山形県と連携して「最上小国川かわまちづくり*」計画に基づき、最上小国川の親水空間等を整備し、川遊びや魚釣り等を通し、親しみをもてる河川空間の整備が進められている。

* かわまちづくり：河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を官民が連携して目指す取組み（「かわまちづくり支援制度」（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課））

3) 水利用

(1) 地下水の利用

事業実施想定区域及びその周辺における地下水利用状況について、表 3.2.4 に示す。最上町上水道の水源として「東法田水源地」及び「野頭水源地」があり、深井戸を水源とする最上町立最上病院の専用水道がある。図 3.2.5 に各水源地を示す。

表 3.2.4 地下水利用状況

水道施設名	給水人口	水源種別	計画最大取水量
東法田水源地	1065人	深井戸	1300m ³ /日
野頭水源地	449人	深井戸	810m ³ /日
最上町立最上病院	800人	深井戸	888m ³ /日

出典：「山形県水道現況(令和6年度)」

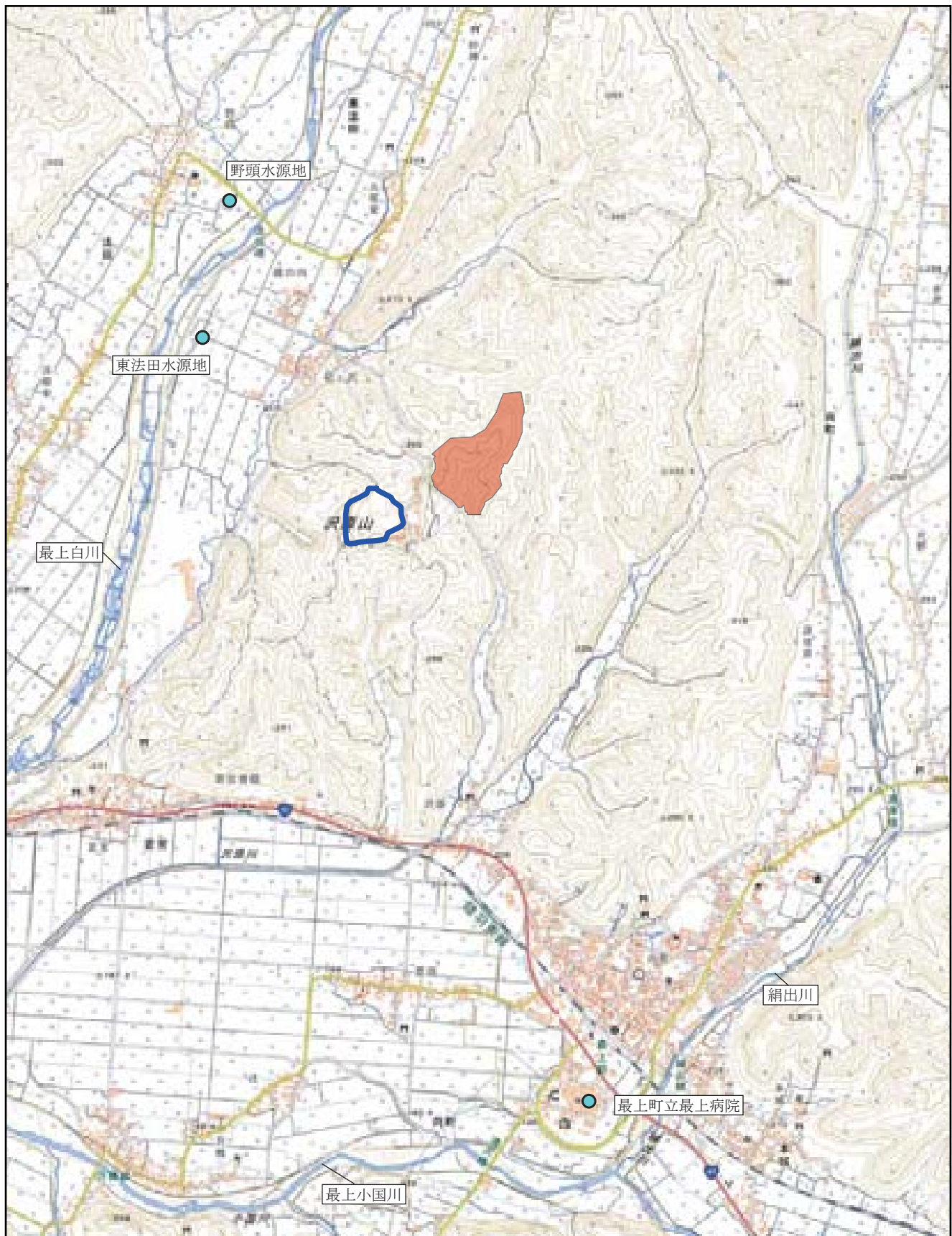
(<https://www.pref.yamagata.jp/020071/kenfuku/doubutsuaigo/eisei/06/genkyou.html>)

「最上町HP建設水道課 資料」

(<https://town.mogami.lg.jp/admin/03koukai-shiryou/09kensetsu-data.php>)

(2) 漁業権の設定状況

事業実施想定区域周辺において、小国川漁業協同組合が最上小国川及び支流である絹出川、最上白川等に漁業権が設定されている。



凡例

- : 事業実施想定区域
- : 既存処分場埋立区域
- : 地下水水源地



縮尺 : 1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典 : 山形県水道現況 (令和 6 年度) (<https://www.pref.yamagata.jp/020071/kenfuku/doubutsuaigo/eisei/06/genkyou.html>)
 最上町 HP 建設水道課 資料 (<https://town.mogami.lg.jp/admin/03koukai-shiryou/09kensetsu-data.php>)

図 3.2.5 地下水水源地位置図

3.2.4 交通の状況

1) 道路交通・沿道状況

事業実施想定区域及びその周辺の道路分布状況を図 3.2.6 に示す。また、道路交通量の観測結果を表 3.2.5 に示す。事業実施想定区域にアクセスする「町道東法田向町線」は、交通量調査区間ではないことから一般に公表されている調査結果がない。

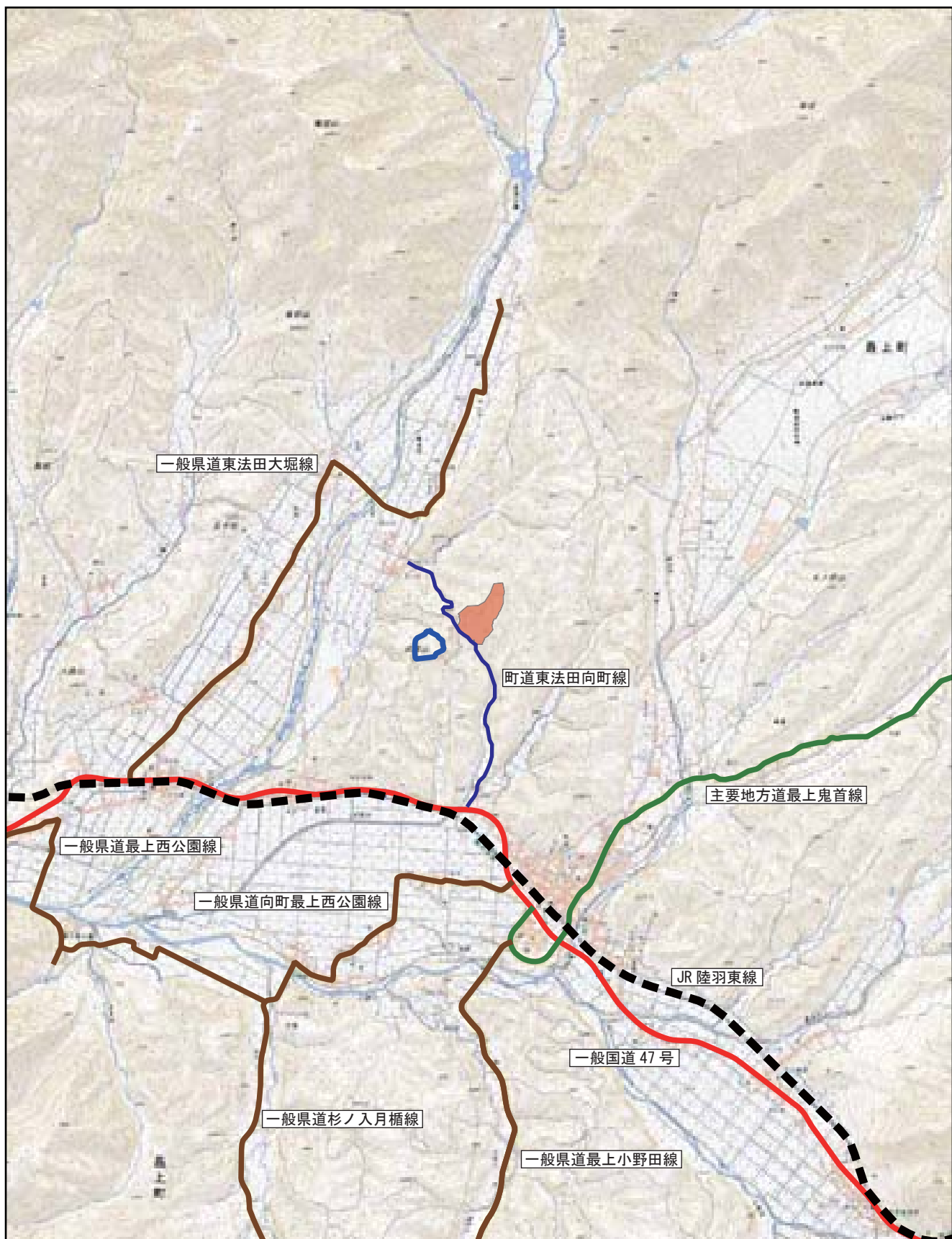
表 3.2.5 交通量調査結果

分類	路線名	観測地点	24時間交通量（台）		
			小型車	大型車	合計
一般国道	一般国道47号	最上郡最上町大字志茂	5,143	1,941	7,084
主要地方道	尾花沢最上線	最上郡最上町大字富澤	963	244	1,207
	最上鬼首線	調査対象区間外	—	—	—
一般県道	向町最上西公園線	最上郡最上町大字月楯字月楯	261	23	284
	最上小野田線	最上郡最上町大字満沢字満沢	305	29	334
	杉ノ入月楯線	調査対象区間外	—	—	—
	最上西公園線	調査対象区間外	—	—	—
	東法田大堀線	調査対象区間外	—	—	—

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」

2) 鉄道・空港・港湾の状況

事業実施想定区域及びその周辺の鉄道・空港・港湾の分布状況を図 3.2.6 に示す。鉄道は、JR 陸羽東線が事業実施想定区域の南側を東西に通っている。なお、事業実施想定区域及びその周辺に空港及び港湾はない。



【凡例】

- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
|  | 事業実施想定区域 |  | 既存処分場埋立区域 |
|  | 一般国道 |  | 一般県道 |
|  | 主要地方道 |  | 町道 |
|  | 鉄道 | | |



縮尺：1/50,000
0m 500m 1000m 1500m 2000m

出典：令和3年度一般交通量調査結果WEBマップ（可視化ツール）（国土交通省）
(https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/census_visualizationR3/index.html)

図 3.2.6 交通の状況図

3.2.5 環境の保全についての配慮が必要な施設及び住宅の配置状況

1) 学校、病院その他の環境の保全について配慮が必要な施設の状況

事業実施想定区域及びその周辺にある環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療施設、高齢者支援施設、障害者支援施設、児童福祉施設が挙げられ、その施設一覧を表 3.2.6～表 3.2.10 に示し、施設位置を図 3.2.7 に示す。

表 3.2.6 学校

No.	施設名	所在地
1	最上町立向町小学校	最上郡最上町大字向町869-1
2	最上町立大堀小学校	最上郡最上町大字志茂127
3	最上町立最上中学校	最上郡最上町大字向町760
4	山形県立新庄北高等学校最上校*	最上郡最上町大字向町字水上869-2

出典：「山形県学校名鑑」令和7年5月 山形県教育局教育政策課

*：令和8年4月から「山形県立新庄志誠館高等学校最上校」に校名変更

表 3.2.7 医療施設

No.	施設名	所在地
1	最上町立最上病院	最上郡最上町大字向町64-3
2	医療法人社団向町成原歯科医院	最上郡最上町大字向町50-8
3	医療法人永井医院	最上郡最上町向町536-9
4	医療法人小川歯科医院	最上郡最上町大字向町595-9

出典：「山形県内の病院一覧」山形県HP

(<https://www.pref.yamagata.jp/090013/kenfuku/iryo/byoin/byouinichiran.html>)

表 3.2.8 高齢者支援施設

No.	施設名	所在地
1	社会福祉法人豊寿会特別養護老人ホーム紅梅荘	最上郡最上町大字向町73-3
2	最上町介護老人保健施設やすらぎ	最上郡最上町大字向町64-3
3	最上町高齢者生活福祉センター陽だまりの家	最上郡最上町大字向町43-1
4	通所介護デイサービスセンター	最上郡最上町大字向町43-1

出典：「介護サービス情報公表システム」厚生労働省

(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)

表 3.2.9 障害者支援施設

No.	施設名	所在地
1	社会福祉法人豊寿会最上ふれあい学園	最上郡最上町大字富沢字大明神4467

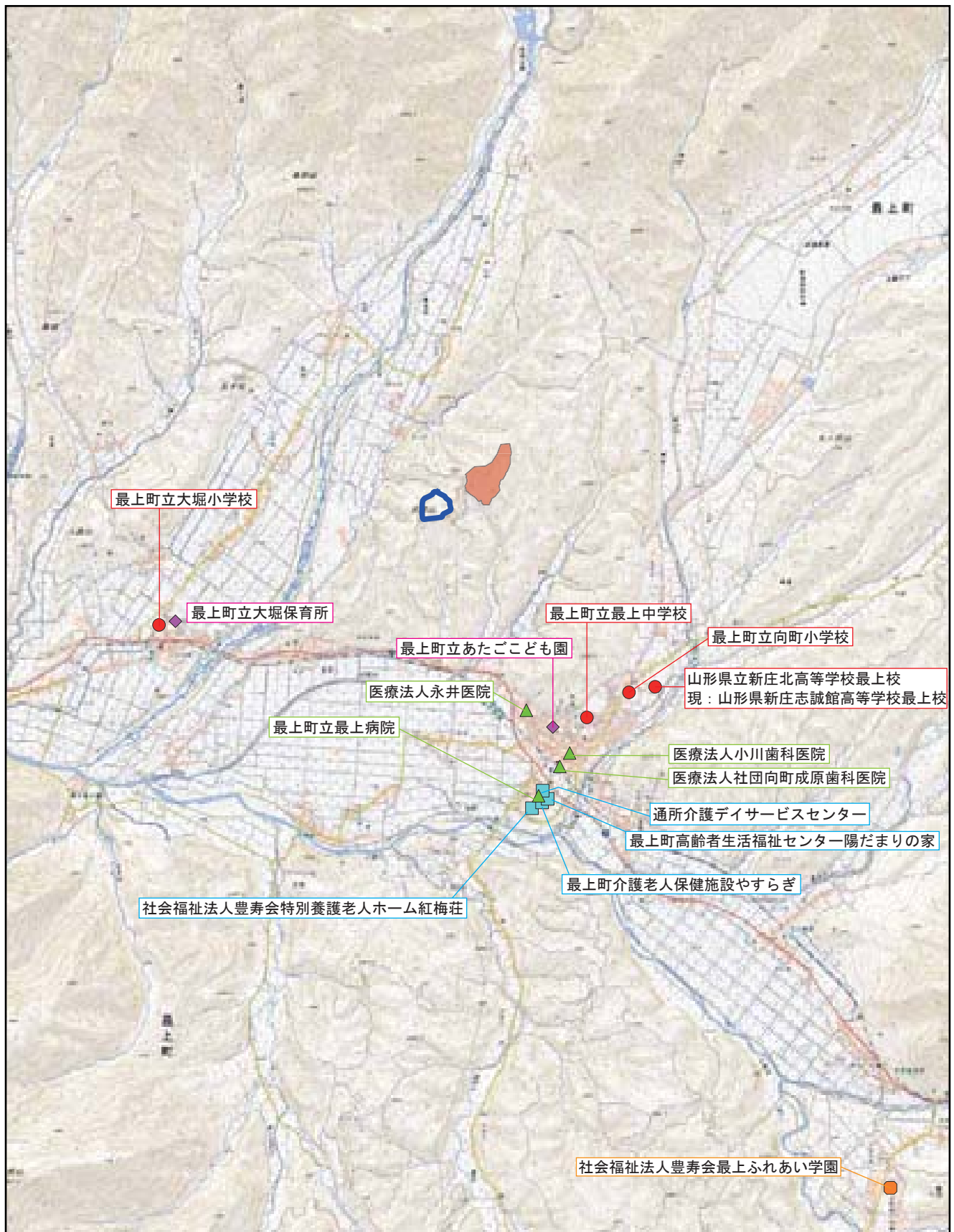
出典：「山形県指定障害福祉サービス事業所等一覧」（山形県HP）(<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/shinseitodokede/siteishougai-siteisinnsei.html>)

表 3.2.10 児童福祉施設

No.	施設名	所在地
1	最上町立あたごこども園	最上郡最上町大字向町680-2
2	最上町立大堀保育所	最上郡最上町志茂238

出典：(最上町HP 保育所・幼稚園一覧)

(<https://town.mogami.lg.jp/child/05child-edu/01youji.php>)



【凡例】

- : 事業実施想定区域
- : 既存処分場埋立区域
- : 学校
- : 介護福祉施設
- ◆ : 児童福祉施設
- ▲ : 医療施設
- : 障害者支援施設



縮尺：1/50,000

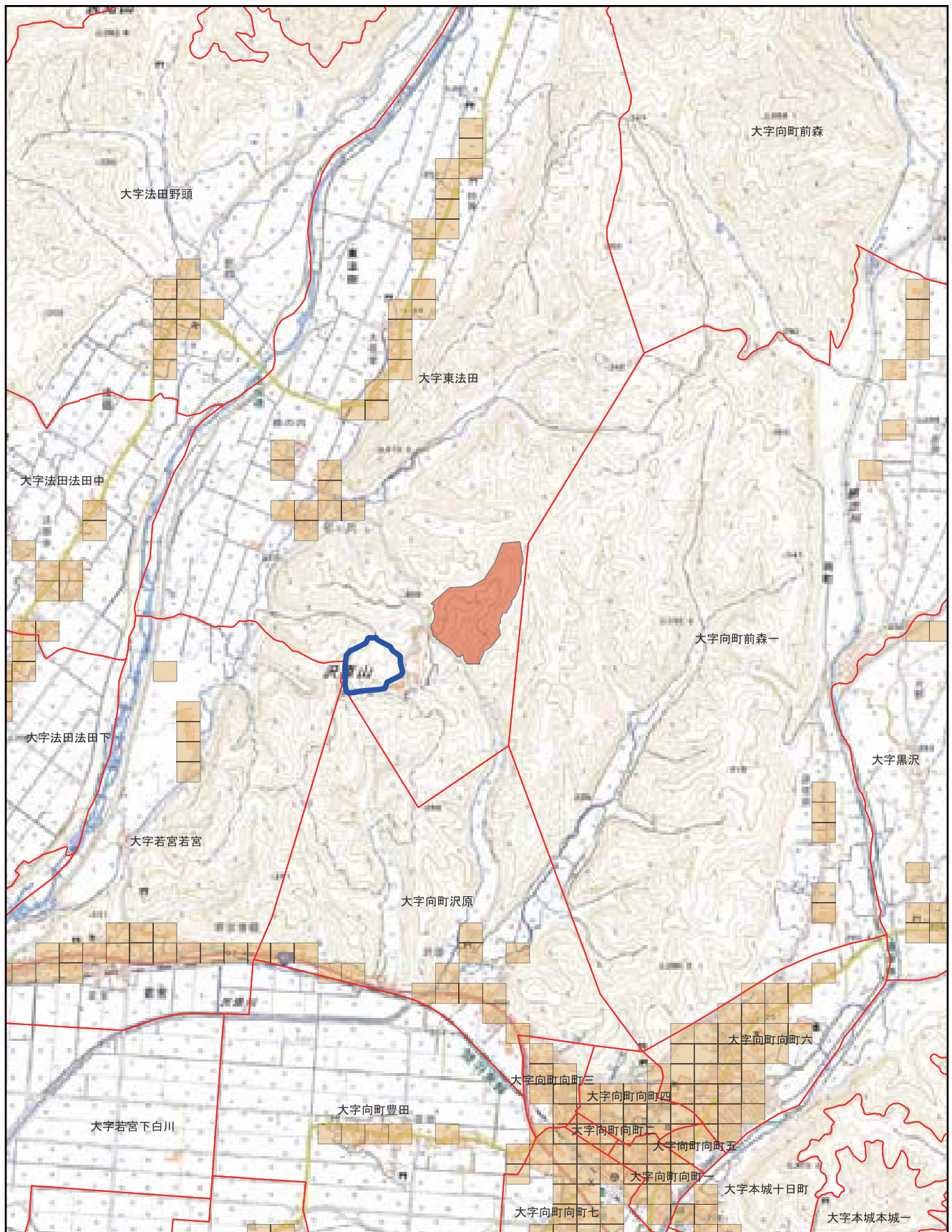
0m 500m 1000m 1500m 2000m

図 3.2.7 事業実施想定区域及び周辺の環境の保全
についての配慮が必要な施設位置図

出典：山形県学校名鑑（令和7年5月（山形県））
山形県指定障害福祉サービス事業所等一覧（令和7年4月（山形県HP））等

2) 住宅・集落の状況

事業実施想定区域の住宅・集落の状況を図 3.2.8 に示す。事業実施想定区域から南東側に最上町の中心地である向町地区が位置している。事業実施想定区域から西側に最寄りの集落である東法田が位置している。



【凡例】

-  事業実施想定区域
  既存処分場埋立区域
 住宅・集落地域
  町字境界

出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）
<https://nlftp.mlit.go.jp/>



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 3.2.8 住宅・集落の状況図

3.2.6 環境整備の状況

1) 上下水道の整備の状況

(1) 上水道の整備状況

事業実施想定区域が位置する最上町の上水道の整備状況を表 3.2.11 及び図 3.2.9 に示す。

表 3.2.11 上水道の整備状況（令和 5 年度）

(A) 行政区域内総人口 (人)	(D) 給水人口 (人)	普及率 (D/A) (%)
7,532	7,268	96.5

出典：最上町役場HP 町政情報

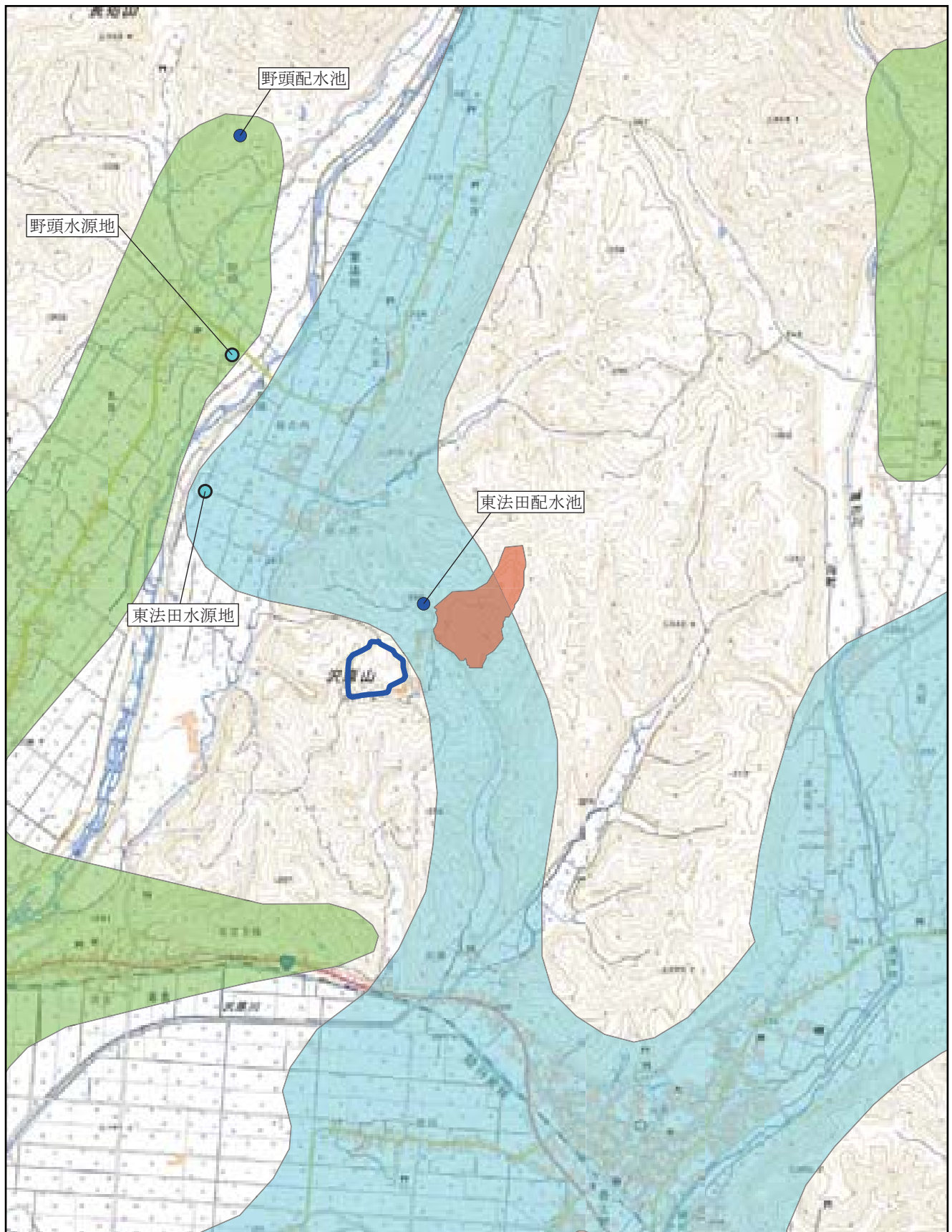
(2) 下水道の整備状況

事業実施想定区域が位置する最上町の下水道の整備状況を表 3.2.12 及び図 3.2.10 に示す。

表 3.2.12 下水道の整備状況（令和 5 年度）

行政人口 (住民基本台帳) ① (人)	処理区域内人口 ② (人)	水洗化人口 ③ (人)	普及率 ②/① (%)	水洗化率 ③/② (%)
7,532	2,690	2,312	35.7	85.9

出典：「山形県の下水道」（令和6年10月 山形県）



【凡例】

 : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域

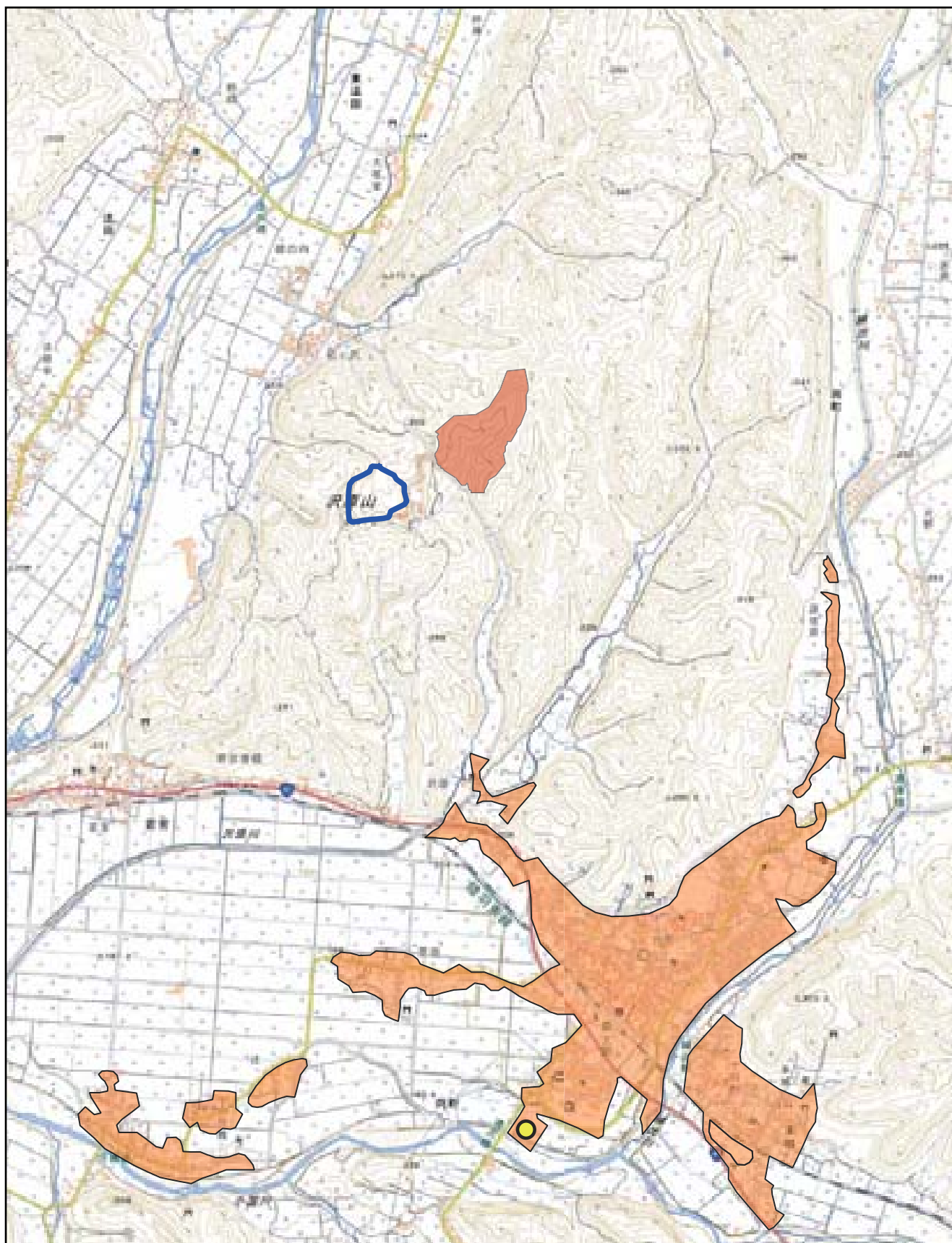
 : 上水道供給区域
  : 簡易水道供給区域
  : 配水池
  : 水源地

出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）
 (<https://nlftp.mlit.go.jp/>)



縮尺：1/25,000
 0m 250m 500m 750m 1000m

図 3.2.9 上水道供給区域図



【凡例】

 : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域

 : 下水道処理区域
  : 下水処理施設

出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）
 (<https://nlftp.mlit.go.jp/>)



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 3.2.10 下水道処理区域図

2) 廃棄物処理施設の状況

(1) 産業廃棄物の処理状況

山形県最上地域における令和6年度の産業廃棄物の処理状況業者数を表3.2.13に示す。事業実施想定区域及びその周辺では、産業廃棄物の処理業者が125業者、特別管理産業廃棄物の処理業者が14業者存在する。

表 3.2.13 最上地域の業種別産業廃棄物処理業者数

(令和7年3月31日時点)

区分	処理業者数 (注1)	業種別処理業者数		
		収集・運搬	中間処理	最終処分
産業廃棄物	125	124	16	1
特別管理産業廃棄物	14	14	1	0

(注1)処理業者数は、同じ事業者が複数の業種を営んでいる場合があることから、業種別業者数の合計よりも少ない処理業者数となる。

出典：令和6年度山形県の産業廃棄物処理状況について
(令和7年3月31日時点 山形県環境エネルギー部循環型社会推進課)

(2) 事業実施想定区域周辺の産業廃棄物処理施設の状況

事業実施想定区域周辺の産業廃棄物処理施設を表3.2.14、表3.2.15及び図3.2.11に示す。

表 3.2.14 産業廃棄物処理施設（焼却施設）

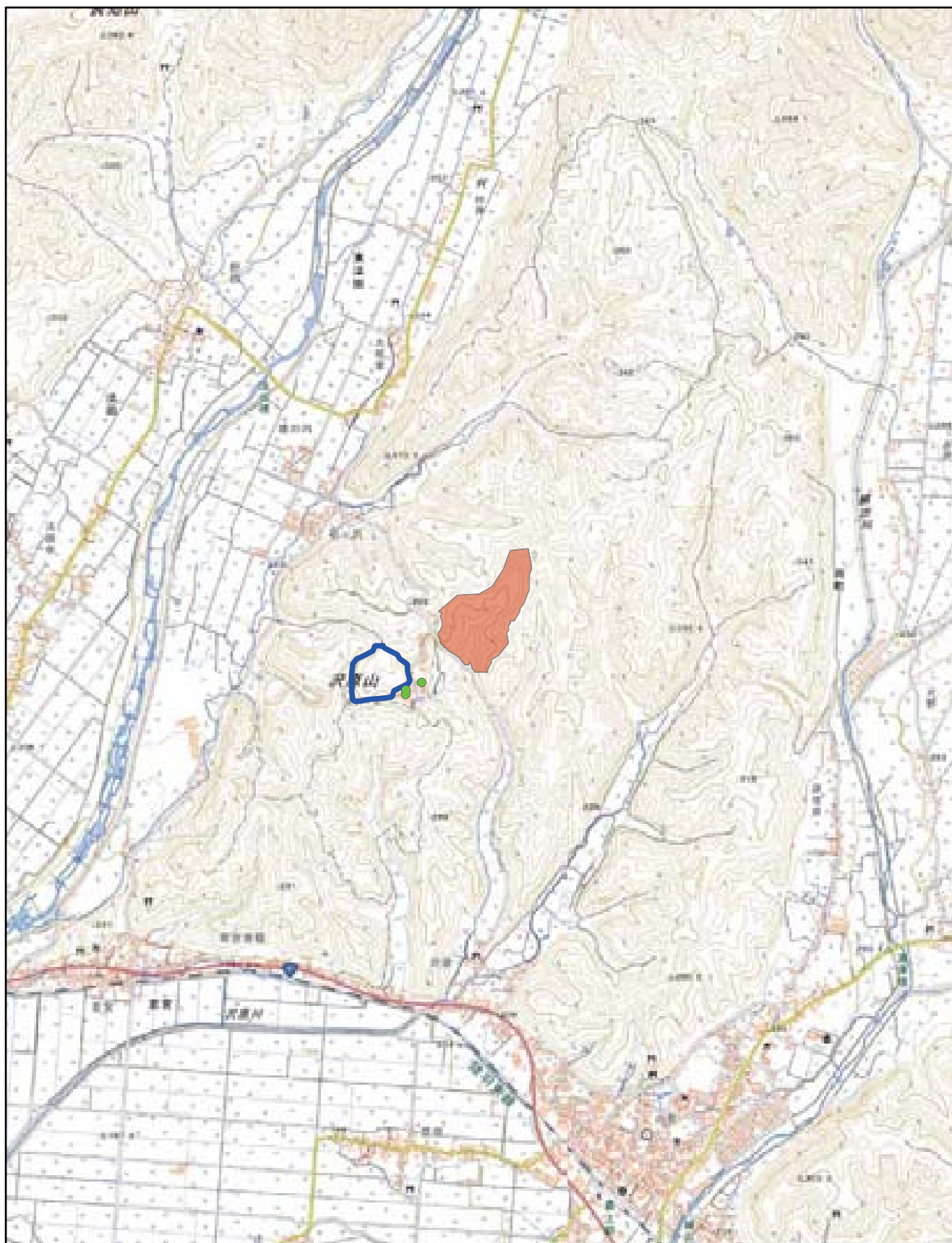
許可番号	事業者名	処理能力(kg/h)	許可年月日
208-54	(株)最上クリーンセンター	3,250	平成14年5月14日
208-63	(株)最上クリーンセンター	1,070	令和2年3月31日
208-64	(株)最上クリーンセンター	3,090	令和5年1月5日

出典：令和6年度山形県の産業廃棄物処理状況について
(令和7年3月31日時点 山形県環境エネルギー部循環型社会推進課)

表 3.2.15 産業廃棄物処分場（最終処分場）

形式	事業者名	所在地	許可年月日	面積 (㎡)	容量 (m ³)
安定型 最終処分場	(株)最上クリーンセンター	最上町 大字法田	平成28年2月18日	48,000	873,210

出典：令和6年度山形県の産業廃棄物処理状況について(令和7年3月31日時点 山形県環境エネルギー部循環型社会推進課)



凡例



: 事業実施想定区域



: 既存処分場埋立区域



: 焼却施設



縮尺 : 1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典 : 「令和 6 年度山形県の産業廃棄物処理状況について」
(令和 7 年 3 月 31 日時点 山形県環境エネルギー部循環型社会推進課)

図 3.2.11 廃棄物処理施設位置図

3.2.7 地域及び地域の文化の状況

1) 改変を受ける地域及びその周辺の人口・産業・土地利用の概況

改変を受ける地域及びその周辺の人口・産業については、「第3章 3.2 3.2.1 人口及び産業の状況」に、土地利用については、「第3章 3.2 3.2.2 土地利用の状況」に示したとおりである。

2) 地域に密着した伝承文化の状況

事業実施想定区域周辺の国及び県指定の有形民俗文化財、無形文化財、無形民俗文化財の指定状況を表3.2.16に示す。

表3.2.16 国及び県指定の有形民俗文化財・無形文化財・無形民俗文化財の状況

区分	種別	名称	所在地	指定年月
—	—	東法田の田植え舞	—	—

出典：「山形の宝 検索navi」（山形県HP）（<https://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>）
「最上町HP」（<https://town.mogami.lg.jp/top.php>）

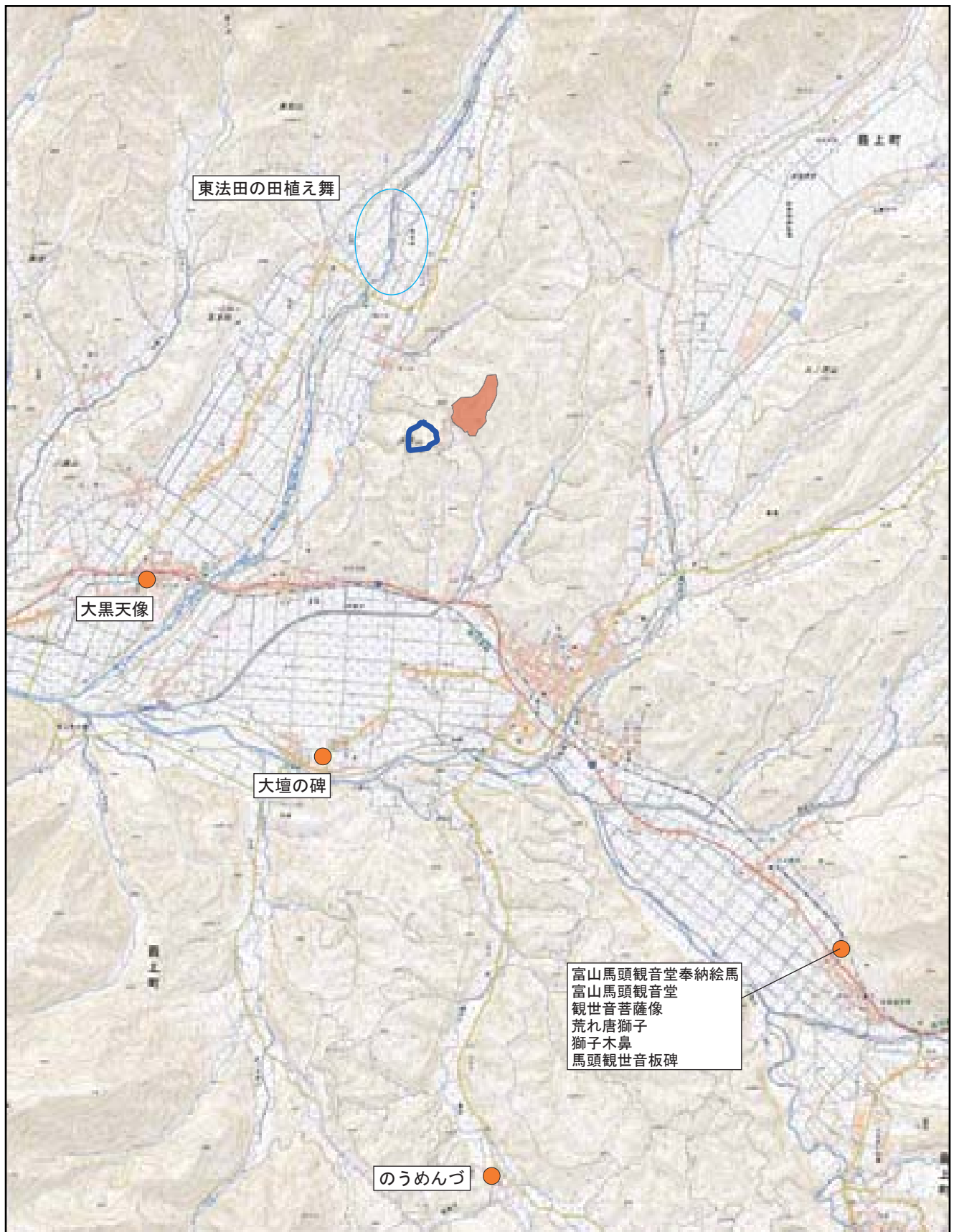
3) 指定文化財・記念物の状況

事業実施想定区域周辺の国、県及び町の指定文化財、史跡、名勝、天然記念物を表3.2.17に示す。

表3.2.17 事業実施想定区域周辺の国、県及び町の指定文化財、史跡、名勝、天然記念物

区分	種別	名称	所在地	指定年月
県指定文化財	有形民俗文化財	富山馬頭観音堂奉納絵馬	最上町大字富沢1378	平成20年5月
県指定文化財	有形民俗文化財	富山馬頭観音堂 附 宮殿一基 棟札八枚	最上町大字富沢1378	平成30年1月
町指定文化財	有形文化財	観世音菩薩像	最上町大字富沢1378	昭和43年9月
町指定文化財	有形文化財	大壇の碑	最上町大字月楯290	昭和43年9月
町指定文化財	有形文化財	大黒天像	最上町大字志茂338-1	昭和43年9月
町指定文化財	有形文化財	荒れ唐獅子	最上町大字富沢1378	昭和51年11月
町指定文化財	有形文化財	獅子木鼻	最上町大字富沢1378	昭和51年11月
町指定文化財	有形文化財	馬頭観世音板碑	最上町大字富沢1378	昭和51年11月
町指定文化財	有形文化財	のうめんづ	最上町大字満沢87-2	昭和60年7月

出典：「山形の宝 検索navi」（山形県HP）
（<https://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>）
最上町教育委員会資料閲覧



【凡例】

-  事業実施想定区域
  既存処分場埋立区域
-  歴史的文化的所産の状況
  伝承文化

出典：山形の宝 検索 navi (山形県 HP)
 (<http://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>)
 最上教育委員会資料閲覧



縮尺：1/50,000

0m 500m 1000m 1500m 2000m

図 3. 2. 12 伝承文化及び歴史的文化的所産の位置図

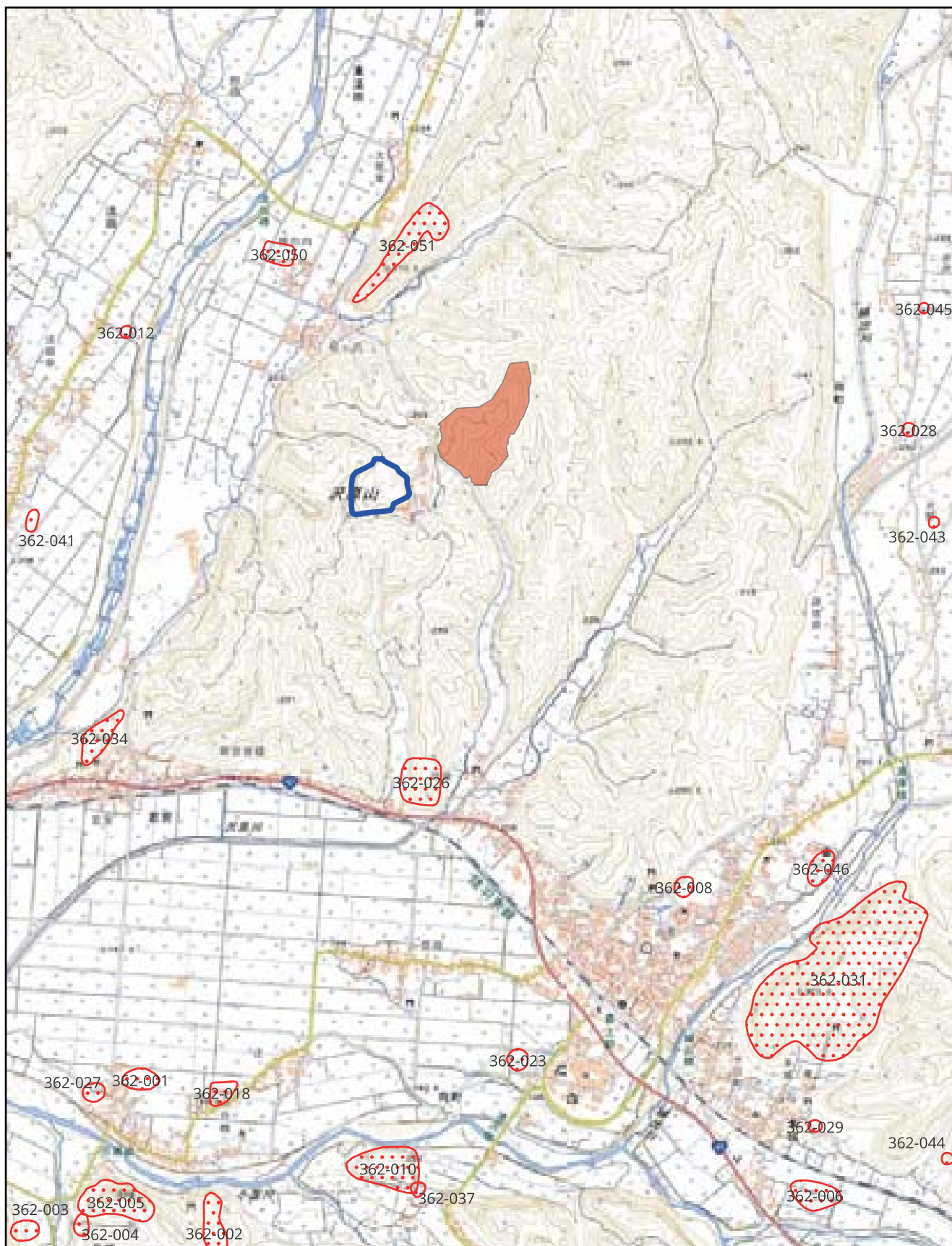
4) 埋蔵文化財包蔵地の状況

事業実施想定区域及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地の状況を表 3.2.18 に示し、位置図を図 3.2.13 に示す。

表 3.2.18 埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡番号	遺跡名	種別	時代
362-001	水木田遺跡	集落跡	縄文時代
362-002	月楯跡	城館跡	
362-003	まないた原遺跡	集落跡	縄文時代（中期）
362-004	楯の裏遺跡	集落跡	縄文時代
362-005	物見の楯跡	城館跡	
362-006	要害館跡	城館跡	
362-008	愛宕前遺跡	集落跡	平安時代
362-010	赤館跡	城館跡	
362-012	新田遺跡	集落跡	縄文時代
362-018	曾楯跡	城館跡	
362-023	熊の前遺跡	集落跡	縄文時代中期
362-026	半兵衛館跡	城館跡	
362-027	堀の畑館跡	城館跡	
362-028	山野神遺跡	集落跡	縄文時代
362-029	本城遺跡	集落跡	縄文時代
362-031	小国城跡	城館跡	
362-034	太郎田館跡	城館跡	
362-037	細の原遺跡	集落跡	縄文時代
362-041	げんだい遺跡	集落跡	縄文時代、弥生時代前期
362-043	材木遺跡	集落跡	縄文時代
362-044	平沢遺跡	集落跡	縄文時代
362-045	一本杉北遺跡	集落跡	縄文時代
362-046	水上遺跡	集落跡	縄文時代（前期～晩期）
362-050	楯の内楯跡	城館跡	
362-051	東法田の館跡	城館跡	

出典：「山形の宝 検索navi」（山形県HP）
<https://www.pref.yamagata.jp/cgi-bin/yamagata-takara/>



凡例



：事業実施想定区域



：事業実施想定区域



：埋蔵文化財包蔵位置



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典：山形県ホームページ（山形の宝マップより抜粋）
<https://www.pref.yamagata.jp/020077/bunkyo/bunka/bunkazai/yamagatanotakaramap.html>

図 3.2.13 埋蔵文化財包蔵位置図

3.2.8 各種計画等の策定状況

1) 地方公共団体の総合計画

(1) 山形県

山形県の総合計画である「第4次山形県総合発展計画 後期実施計画」の概要を表3.2.19に示す。

表 3.2.19 第4次山形県総合発展計画の概要

第4次山形県総合発展計画 後期実施計画(令和7年3月)	
基本目標	人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形
目標期間	長期構想：令和2年度から概ね10年間
	実施計画：令和7年度から5年間
県づくりの基本方向	未来の発展の源泉となる生命や希望を生み・育て・活かす
県づくりの推進方針	
政策の柱	政策
1. 次世代を担い地域を支える人材の形成・確保	① 学校教育の充実
	② 生涯を通じた多様な学びの機会の充実
	③ 若者の定着・回帰の促進
	④ 国内外の様々な人材の呼び込み
2. 競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化	① やまがたの農業を支える人材の育成と基盤形成
	② 収益性の高い農業の発展
	③ 「やまがた森林ノミクス」の加速化
	④ 付加価値の高い水産業の振興
3. 高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性化	① IOTなどの先端技術の活用等による産業イノベーションの創出
	② 地域産業の振興・活性化と中小企業等の成長・発展
	③ 国内外からの観光・交流の拡大による地域経済の活性化
4. 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり	① 大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化
	② 暮らしの様々なリスクへの対応力の強化
	③ 保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現
	④ 多様な力の結果による地域コミュニティの維持・活性化
	⑤ 総合的な少子化対策の新展開
	⑥ 県民誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる環境の整備
5. 未来に向けた発展基盤となる県土の整備・活用	① 暮らしや産業の発展基盤となるICTなど未来技術の早期実装
	② 国内外の活力を呼び込む多様で重層的な交通ネットワークの形成
	③ 地域の豊かな自然と地球の環境を守る持続可能な地域づくり
	④ 地域の特性を活かし暮らしを支える活力ある圏域の形成
	⑤ 持続可能で効率的な社会資本の維持・管理の推進
(最上地域の発展方向)	
① 多様な世代がいきいきと暮らす、人に優しい地域社会の新しい仕組みづくり	
② 「最上」の地域資源を活かし、新たな価値を生み出していく地域戦略の展開	
③ 最上8市町村の連携・協働による地域づくりと基盤形成	

出典：山形県 HP 第4次山形県総合発展計画 後期実施計画 概要版

(2) 最上町

最上町の総合計画である「第5次最上町総合計画 後期基本計画」の概要を表3.2.20に示す。

表 3.2.20 最上町総合計画の概要

第5次最上町総合計画 後期基本計画(令和8年3月)	
めざす将来像	明日 今日よりもっと好きになれる 最上町 ～笑顔が輝き 住み続けたいなるまちへ～
計画期間	基本構想：令和3年度から令和12年度
	基本計画：令和3年度から令和12年度（10年間、前期5年で見直し）
	実施計画：令和2年度から5年間（ローリング方式で毎年度見直し）
県づくりの基本方向	未来の発展の源泉となる生命や希望を生み・育て・活かす
基本目標	
1. 「楽しいね」と言えるまち	基本政策
	① 確かな学びで未来を担うひとづくり
	② 共に育て共に育つひとづくり
2. 「幸せだね」と言えるまち	③ 豊かな心を育むひとづくり
	① 健康と長寿の暮らしづくり
	② 地域包括ケアシステムを土台にした暮らしづくり
3. 「安心だね」と言えるまち	③ みんなで支えあう暮らしづくり
	① 安全安心なまちづくり
	② 雪に強いまちづくり
4. 「豊かだね」と言えるまち	③ 快適に暮らせる心地よいまちづくり
	① 多彩な資源による足腰の強い産業づくり
	② 農観商工連携による産業づくり
5. 「美しいね」と言えるまち	③ 人々が集い活気と魅力あふれる産業づくり
	① 自然にやさしい環境づくり
	② 持続可能な環境づくり
6. 「住みやすいね」と言えるまち	③ デジタル社会に対応したまちづくり
	① みんなが住み続けたいなるまちづくり
	② みんなで力を合わせる協働のまちづくり
将来目標人口 6,400人（令和30年度）	
(廃棄物関連の取り組み)	
目指す目標	① ごみ発生・排出を抑制する生活習慣への転換 ② 分別の徹底、リサイクルによる適正処理の推進 ③ 町民・事業者の自主的な取り組みを促進 ④ 4R運動を推進し最終処分場の延命化
目標達成に向けた事業・取り組み	① ごみの分別化と減量化の推進 ・ ごみの分別辞典の充実 ・ 4Rの取り組みの推進 ・ リサイクル回収イベント事業 ② 資源循環型社会システムに関する情報発信 ・ 環境学習の開催 ・ ごみゼロやまがた県民運動の普及・啓発
成果指標	一般産業廃棄物排出量 ・ 現状値・・・1,899t/年(令和6年度) ・ 目標値・・・1,487t/年(令和12年度) 資源化の量 ・ 現状値・・・143t/年(令和6年度) ・ 目標値・・・218t/年(令和12年度)

出典：最上町 HP 第5次最上町総合計画 後期基本計画

2) 環境基本計画

(1) 山形県

山形県の環境に関する計画である「第4次山形県環境計画（中間見直し版）」の概要を表3.2.21に示す。

表3.2.21 第4次山形県環境計画（中間見直し版）の概要

第4次山形県環境計画（中間見直し版）（令和8年3月）		
基本理念	持続的発展が可能な豊かで美しい山形県～みんなで創るグリーンやまがた～	
対象期間	2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間	
基本目標	施策の展開方向	
1 持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開	(1) 環境問題を「自分ごと」と捉えるための意識改革・行動変容の促進、県民総ぐるみによる運動の展開 (2) 学生環境ボランティアと連携したSNSによる情報発信等協働の取り組み (3) GXや脱炭素経営セミナー等の開催による企業における環境価値への意識醸成 (4) 環境科学研究センターによる環境教室の実施、環境アドバイザー等の派遣による学習機会の創出	
2 気候変動対策による環境と成長の好循環（グリーン成長）の実現	(1) 省エネ・再エネによる排出削減対策と森林整備等による吸収源対策の総合的推進 (2) 先進的な脱炭素施策の横展開に資する勉強会の開催等による地域脱炭素の取り組み促進 (3) 気候変動適応センター（環境科学研究センター）による気候変動「適応策」の推進 (4) 企業の脱炭素に向けた取り組みの支援とGX関連産業の振興	
3 再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化	(1) 地域と協調した洋上風力発電など大規模事業の県内展開の促進 (2) 地域資源を活かして生み出された再エネの地域内利用と利益の還元等による地域活性化の促進 (3) 災害時の停電への対応等のレジリエンス向上に向け、自家消費型の太陽光発電や蓄電池の導入、電動車の活用等を促進 (4) 自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和を図った再エネの導入促進	
4 3Rの推進による循環型社会の構築	(1) ごみに関する問題を「自分ごと」と捉え、県民の意識改革・行動変容を促す取り組みの強化 (2) 循環経済への移行に向けた、動静脈連携を始めとした多様な主体間連携に向けたマッチング機会の創出 (3) 関係機関・関係団体との連携による情報発信・体験を通じた、循環型産業に関する理解度・認知度向上、人材確保の推進 (4) 大規模自然災害事例を踏まえた県災害廃棄物処理計画の見直し、市町村災害廃棄物処理計画の運用支援・計画見直し促進	
5 生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築	(1) 地域の生態系の維持・保全及び野生鳥獣の適切な管理、持続可能な鳥獣被害対策の推進 (2) 自然公園施設の老朽化やオーバーユース等に対応した施設の整備・維持管理・利活用促進 (3) やまがた百名山の認知度向上・利用拡大と保全活動の担い手確保を両輪とした一体的な取組の推進 (4) 計画に基づくオオシラビソ林再生に向けた取組みの推進	
6 良好な大気・水環境の確保と次世代への継承	(1) 大気・水・土壌環境の保全と活用（水環境中のPFASのモニタリング調査を含む） (2) 生活排水対策としての処理施設の整備促進と適正な維持管理の確保 (3) 「里の名水・やまがた百選」などの良好な環境の活用による地域活性化 (4) 事業所における化学物質の排出削減と災害時を含めた漏洩防止対策の推進	
廃棄物関連の取組	- 県民運動等によるライフスタイルの変革の促進 - 家庭・事業所での分別・リサイクルの促進 - 循環資源に関する情報収集及び発信 - 食品ロスの削減 - 循環経済への移行に向けた支援 - 次世代の循環型産業を担う人材の確保 - 廃棄物の適正処理の推進 - 海岸漂着物等の回収及び発生抑制の促進	
主な環境指標	現状値	目標値
1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量	868g（R5）	810g（R12）
産業廃棄物のリサイクル率	52.2%（R5）	60%（R12）
家庭系食品ロス発生量	20千トン（R5）	18千トン（R12）
海岸清潔度ランクが2011（H23）年度春期より1ランク以上アップした区域数	23区域（R7）	39区域（R12）

出典：山形県 HP 第4次山形県環境計画（中間見直し版）（概要版）

(2) 山形県景観条例

事業実施想定区域及びその周辺は、「山形県景観条例」（平成 20 年 7 月施行）に基づき策定された「ふるさとやまがた 美しい景観づくり基本方針」（平成 20 年 5 月）と「山形景観計画」（平成 20 年 7 月）の対象区域である。「ふるさとやまがた 美しい景観づくり基本方針」の概要を表 3.2.22 に示し、「山形県景観計画」の概要を表 3.2.23 に示す。

表 3.2.22 ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針の概要

県土における良好な景観の形成に関する目標
1. 山河の眺めを大切にする景観づくり 2. 受け継がれてきた土地利用を大切にする景観づくり 3. 行ってみたい、見てみたいと思われる景観づくり 4. 風景に意味を持たせる景観づくり 5. 地域づくり・まちづくりと一体となった景観づくり
県土における良好な景観の形成に関する施策に係る基本的な方針
1. 景観形成施策の基本方針 2. 総合的な施策のための連携方針 3. 重要な景観形成施策の展開方針
県土における良好な景観の形成に関する重要な事項
1. 県土及び地域の景観特性の把握 2. 施設整備において留意すべき事項 3. 景観に関心が持てる多様な普及啓発

出典：山形県 HP（ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針より抜粋）

表 3.2.23 山形県景観計画

1. 景観計画の区域
2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 1) 景観形成基本方針 2) 景観形成施策の展開 (1) 地域づくり・まちづくりへの展開 (2) 県民・市町村等への普及・啓発 (3) 屋外広告物行政との連携 (4) 大規模建設行為の規制・誘導 (5) 公共事業による景観創出・配慮 3) 景観形成施策の推進 3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 1) 法に基づく届け出対象行為 2) 条例で定める届出対象行為 3) 届出適用除外行為 4) 規制又は措置の基準
4. 景観重要建造物の指定の方針
5. 景観重要樹木の指定の方針
6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
7. 景観重要公共施設の整備に関する事項
8. 景観農業振興地域整備計画に策定に関する基本的な事項

出典：山形県 HP（山形景観計画より抜粋）

3.2.9 環境の保全を目的とした法令等による指定、規制等の状況

1) 環境基準

(1) 公害防止に係る規制地域

①大気汚染

「環境基本法」（平成5年法律第91号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく大気汚染に係る環境基準を表3.2.24～表3.2.25に示す。

表3.2.24 (1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	【長期的評価】 ・年間の1日平均のうち、高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。 ・ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。 【短期的評価】 ・測定を行った日についての1日平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
一酸化炭素	連続する8時間における1時間値の平均は、20ppm以下であること かつ、連続する24時間における1時間値の平均は、10ppm以下であること。	年間を通じて常に左記の条件が維持されているものとする。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	【長期的評価】 ・年間の1日平均のうち、低いほうから98%に相当するもの(98%値)を、環境基準と比較して評価する。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ であり、かつ、1時間値が0.02mg/m ³ 以下であること。	【長期的評価】 ・年間の1日平均のうち、高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。 ・ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。 【短期的評価】 ・測定を行った日についての1日平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	・長期基準に対応した環境基準達成状況は、1年平均値を、環境基準と比較して評価する。 ・短期基準に対応した環境基準達成状況は、年間の1日平均のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を、環境基準と比較して評価する。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	【短期的評価】 ・測定を行った日についての各1時間値を、環境基準と比較して評価を行う。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示25号 最終改正：平成8年環境省告示第73号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示38号 最終改正：平成8年環境省告示第74号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」（平成13年環管大第177号・環管自第75号 最終改正：令和5年環水大管発第2311092号、環水大モ発第2311092号）

表 3. 2. 24 (2) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年間平均が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年間平均が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年間平均が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年間平均が0.15mg/m ³ 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年環境庁告示4号 最終改正：平成13年環境省告示 第30号)

表 3. 2. 25 ダイオキシン類の大気に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気の基準値は、年間平均値とする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示68号 最終改正：令和4年環境省告示第89号)

②騒音

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を表 3. 2. 26～表 3. 2. 28 に示す。事業実施想定区域が位置する最上町では、都市計画法で定める用地地域（指定地域）において、騒音規制法及び山形県生活環境の保全等に関する条例に基づき規制基準が定められているが、事業実施想定区域での指定はない。

表 3. 2. 26 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	単位：dB	
	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 3. 2. 27 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：dB

地域の類型	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
A(2車線以上)	60以下	55以下
B(2車線以上)及びC	65以下	60以下

1. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
2. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
3. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 3. 2. 28 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

単位：dB

地域の類型	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
幹線交通機関を担う道路に 近接する空間	70以下	65以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ浸透する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。		

- 注) 1. 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(4車線以上)及び一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路を示す。
2. 「幹線交通を担う道路に接近する空間」とは次に挙げるものとする。
2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端より15m
2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端より20m
- 出典：「騒音に係る環境基準について」

(平成10年環境庁告示64号 最終改定：平成24年環境省告示第54号)

③水質汚濁

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準を表 3. 2. 29～表 3. 2. 30 に示す。事業実施想定区域が流域に含まれる最上小国川は、全域が A 類型に指定されている。なお、事業実施想定区域周辺には、湖沼などの止水域は存在しない。

表 3. 2. 29 水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準)

項目	基準値
カドミウム	0. 003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0. 01mg/L 以下
六価クロム	0. 02mg/L 以下
砒素	0. 01mg/L 以下
総水銀	0. 0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0. 02mg/L 以下
四塩化炭素	0. 002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0. 004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0. 01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0. 01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0. 002mg/L 以下
チウラム	0. 006mg/L 以下
シマジン	0. 003mg/L 以下
チオベンカルブ	0. 02mg/L 以下
ベンゼン	0. 01mg/L 以下
セレン	0. 01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0. 8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0. 05mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを言う。別表2において同じ。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43. 2. 1、43. 23、43. 2. 5 又は43. 2. 6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 2259を乗じたものと規格43. 1により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 3045を乗じたものの和とする。	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 30(1) 水質汚濁に関する環境基準(生活環境の保全に関する環境基準:河川)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (ph)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸 菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CUF/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CUF/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CUF/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.5以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	-

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度を6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる)。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)。
- 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CUF/100ml以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く)については、大腸菌数300CUF/100ml以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる)。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100とし、大腸菌を培地で栽培し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 30(2) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準：河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその他
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖期)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖期)又は幼稚仔の育成場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3.2.31(1) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準：湖沼)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CUF/ 100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CUF/ 100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.5以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-
備考 1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く)については、大腸菌数100CUF/100ml以下とする。 3. 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く)については、大腸菌数100CUF/100ml以下とする。 4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。 5. 大腸菌数に用いる単位はCUF(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。

3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの。

5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3.2.31(2) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準:湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖の要因となる湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適当する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3. 水産1級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2級：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 31 (3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準:湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその他
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖期)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖期)又は幼稚仔の育成場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正:令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 31 (4) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準:湖沼)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		低層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物ができる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生さんできる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする 2. 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」
(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正:令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 32(1) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準：海域)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CUF /100ml 以下	検出され ないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出され ないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-
備考 1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CUF/100ml以下とする。 2. 大腸菌数に用いる単位はCUF(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸 菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水道2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩を含む)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 32(2) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準：海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域につ いて行うものとする。			

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2級：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産物が多獲される

水産3級：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生魚介類が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号)

表 3. 2. 32(3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準：海域)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその他
生物A	水生生物の生息する地域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場(繁殖期)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.05mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号）

表 3. 2. 32(4) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準：海域)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生物段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消できる水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消できる水域	2.0mg/L以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする 2. 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号 最終改正：令和7年環境省告示第35号）

表 3. 2. 33 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを言う。別表2において同じ。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格0125の5.1、5.2又は5.3.1ニトリ測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正：令和7年環境省告示第41号）

表 3. 2. 34 ダイオキシン類の水質に係る環境基準

物質	基準値
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水の水底の底質について適用する。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示68号 最終改正：令和4年環境省告示第89号)

④底質

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号)の第 7 条に基づく環境基準を表 3. 2. 35 に示す。

表 3. 2. 35 ダイオキシン類による底質の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示68号 最終改正：令和4年環境省告示第89号)

*1：環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

*2：ダイオキシンの基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

⑤土壌汚染

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2.36～表 3.2.37 に示す。

表 3.2.36 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1L中につき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度の係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg、及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。 4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示46号 最終改正：令和7年環境省告示第37号)

表 3. 2. 37 ダイオキシン類の土壤に係る環境基準

土壌	1, 000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示68号 最終改正：令和4年環境省告示第89号)

(2) 規制基準等

①大気汚染

大気汚染の固定発生源については、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)において、ばい煙発生施設や粉じん発生施設等が規定されており、汚染物質については排出基準が定められている。硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)に基づき地域の区分ごとに排出基準(K 値)が定められており、最上町は、「17.5」となっている。

②騒音

事業実施想定区域が位置する最上町は、都市計画法で定める用途地域（指定地域）において、騒音規制法及び山形県生活環境の保全等に関する条例に基づき規制基準が定められているが、事業実施想定区域での指定はない。

a) 特定工場等に係る騒音の規制基準

工場・事業場の騒音については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づき、特定施設や騒音発生施設が規定されており、これらの施設を設置している工場・事業場（以下、「特定工場等」という。）について、規制地域を指定して、騒音の規制を行っている。「騒音規制法」に基づく特定工場等に関する騒音の規制基準を表3.2.38に示す。

表 3.2.38 特定工場等に関する騒音の規制基準

時間の 区 分 区域の 区 分	区分に対する規制基準(単位：デシベル)			備考
	昼間 (8時～19時)	朝・夕 (6時～8時) (19時～21時)	夜間 (21時～6時)	
第1種区域	50	45	40	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	55	50	45	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域	65	60	50	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域	70	65	55	主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
ただし、第2種区域、第3種区域及び第4種区域で次の施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準値は、5デシベルを減じた値とする。 ①学校、②保育所、③病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所 ④図書館、⑤特別養護老人ホーム、⑥幼保連携型認定こども園				

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号 最終改正：平成27年環境省告示67号）

「騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等」（昭和49年山形県告示第1427号）

b) 特定建設作業に係る騒音の規制基準

著しい騒音を発生する建設作業については、「騒音規制法」において、特定建設作業が規定されており、規制地域を指定して騒音の規制を行っている。「騒音規制法」に規定する特定建設作業については、表 3. 2. 39 に示す規制基準が定められている。

表 3. 2. 39 特定建設作業に係る騒音の規制基準

特定建設作業の種類		騒音の 大きさ	作業時間		1日当たりの 作業時間		同一場所 における 作業時間	作業日
			第1号 区域	第1号 区域	第1号 区域	第1号 区域		
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機 又はくい打くい抜機(圧入式くい打 くい抜機を除く)を使用する作業(くい打 機をアースオーガーと併用する作業を 除く)	85dB 以下	午後7時 から午 前7時ま での時 間内で ないこ と	午後10 時から 午前6時 までの 時間内 でない こと	10時間 を超え ないこ と	14時間 を超え ないこ と	連続6日 を超えな いこと	日曜日そ 他の休日 ではないこ と
2	びょう打機を使用する作業							
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連 続的に移動する作業にあつては、1日に おける当該作業に係る2地点間の最大距 離が50mを超えない作業に限る)							
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用い ているものであって、その原動機の定 格出力が15kw以上のものに限る)を使用 する作業(さく岩機の動力として使用す る作業を除く)							
5	コンクリートプラント(混練機の混練容 量が0.45m ³ 以上のものに限る)又はアス ファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg以上のものに限る)を設けて行 う作業(モルタルを製造するためにコン クリートプラントを設けて行う作業を除 く)							
6	バックホウ(一定の限度を超える大き さの騒音を発生しないものとして環境大 臣が指定するものを除き、原動機の定 格出力が80kw以上のものに限る)を使 用する作業							
7	トラクターショベル(一定の限度を超 える大きさの騒音を発生しないものとし て環境大臣が指定するものを除き、原 動機の定格出力が70kw以上のものに限 る)を使用する作業							
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大 きさの騒音を発生しないものとして環 境大臣が指定するものを除き、原動機 の定格出力が40kw以上のものに限る) を使用する作業							

注) 区域区分は、以下に示すとおりである。

第1号区域：騒音規制法による規制地域のうち、規制地域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域
騒音規制法による規制地域のうち、第4種区域内の学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館
特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内の区域

第2号区域：騒音規制法による規制区域で、上記以外の地域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年 厚生省・建設省告示1号 最終改正：平成27年環境省告示66号)

「騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等」(昭和49年山形県告示第1427号)

c) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度を表 3.2.40 に示す。

表 3.2.40 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
1	a区域及びb区域のうち1号車を有する道路に面する区域	65デシベル (75デシベル)	55デシベル (70デシベル)
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル (75デシベル)	65デシベル (70デシベル)
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル (75デシベル)	70デシベル (70デシベル)

注) 1. () の値は幹線道路(高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道)に近接する区域の基準

2. 近接する区域※とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離の範囲

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線道路 15m
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線道路 20m

3. a地域：専ら住居の用に供される地域

b地域：主として住居の用に供される区域

c地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年総理府令第15号 最終改正：令和2年 環境省令第9号)

③振動

事業実施想定区域が位置する最上町は、都市計画法で定める用途地域（指定地域）において、振動規制法及び山形県生活環境の保全等に関する条例に基づき規制基準が定められているが、事業実施想定区域での指定はない。

a) 特定工場等に係る振動の規制基準

工場・事業場の振動については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）において特定施設や振動発生施設が規定されており、これらの施設を設置している特定工場等について、規制地域を指定して、振動の規制を行っている。「振動規制法」に基づく特定工場等に関する振動の規制基準を表 3.2.41 に示す。

表 3.2.41 特定工場等に関する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル
備考 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(おおむね第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域) 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域(おおむね近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)		

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令58号 最終改正：令和3年環境省令第3号）
「振動規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等」（昭和55年山形県告示第945号）

b) 特定建設作業に係る振動の規制基準

著しい振動を発生する建設作業については、「振動規制法」において、特定建設作業が規定されており、規制地域を指定して振動の規制を行っている。「振動規制法」に規定する特定建設作業については、表 3. 2. 42 に示す規制基準が定められている。

表 3. 2. 42 特定建設作業に係る振動の規制基準

特定建設作業の種類		振動の 大きさ	作業時間		1日当たりの 作業時間		同一場所 における 作業時間	作業日
			第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域		
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く又はくい打くい抜機)(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	75dB 以下	午後7時から午前7時までの時間内でないこと	午後10時から午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日 その他の休日 ではないこと
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)							
4	ブレーカーを使用する作業(手持ち式のものを除く)(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)							

注) 区域区分は、以下に示すとおりである。

第1号区域：振動規制法による規制地域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域

振動規制法による規制地域のうち、第4種区域内の学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内の区域

第2号区域：振動規制法による規制地域で上記以外の地域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号 最終改正：令和3年環境省令第3号)

「振動規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等」(昭和55年6月6日山形県告示第945号)

c) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度を表 3. 2. 43 に示す。

表 3. 2. 43 「振動規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域区分	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル
備考 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域		

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号 最終改正：令和3年環境省令第3号)

「振動規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等」(昭和55年6月6日山形県告示第945号)

④ 水質汚濁

「水質汚濁防止法」では、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある汚水、又は廃液を排出する施設を特定施設と定め、ダイオキシン類特別措置法においても特定施設を定めている。排出水については、表 3. 2. 44～表 3. 2. 47 に示す排出基準を定めている。山形県では、「山形県生活環境の保全等に関する条例」により、最上川、赤川、新井田川及び小牧川並びにこれらに流入する公共用水域について、「水質汚濁防止法」の排水基準より厳しい上乗せ排水基準による規制を行っている。

表 3. 2. 44 水質汚濁防止法による排水基準(1) 有害物質

(昭和46年 総理府令第35号 別表第1 最終改正：令和7年環境省令第17号)

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0. 03mg
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1Lにつき1mg
鉛及びその他化合物	1Lにつき鉛0. 1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0. 2mg
砒素及びその他化合物	1Lにつき砒素0. 1mg
総水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0. 005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき0. 003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0. 1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0. 1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0. 2mg
四塩化炭素	1Lにつき0. 02mg
1, 2-ジクロロエタン	1Lにつき0. 04mg
1, 1-ジクロロエチレン	1Lにつき1mg
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1Lにつき0. 4mg
1, 1, 1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1, 1, 2-トリクロロエタン	1Lにつき0. 06mg
1, 3-ジクロロプロペン	1Lにつき0. 02mg
チウラム	1Lにつき0. 06mg
シマジン	1Lにつき0. 03mg
チオベンカルブ	1Lにつき0. 2mg
ベンゼン	1Lにつき0. 1mg
セレン及びその他化合物	1Lにつきセレン0. 1mg
ほう素及びその他化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきほう素10mg海域に排出されるもの1Lにつきほう素230mg
ふっ素及びその他化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきふっ素8mg海域に排出されるもの1Lにつきふっ素15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0. 4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
1, 4-ジオキサン	1Lにつき0. 5mg

備考

- 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

表 3.2.45 水質汚濁防止法による排水基準(2) その他の排出水の汚染状態

(昭和46年 総理府令第35号 別表第2 最終改正：令和7年環境省令第17号)

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160ml/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量	160ml/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質量	200ml/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CUF/mL
窒素含有量	120mg/L(日間平均60mg/L)
リン含有量	16mg/L(日間平均8mg/L)
備考	
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は水質汚濁防止施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

〈上乗せ排水基準〉

山形県では、「山形県生活環境の保全等に関する条例」により、最上川、赤川、新井田川及び小牧川並びにこれらに流入する公共用水域について、「水質汚濁防止法」の基準より厳しい上乗せ排水基準による規制を行っている。

〈一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準〉

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日 法律第137号)の第8条第2項及び第3項の規定及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準は、表3.2.50～表3.2.51に示す。

表 3.2.46 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準
(有害物質)

項目	排水基準等	項目	排水基準等
カドミウム及びその他化合物	カドミウム 0.03mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L	1,1,1-トリクロロエチレン	3mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
鉛及びその他化合物	鉛 0.1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.2mg/L	チウラム	0.06mg/L
砒素及びその他化合物	砒素 0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ベンゼン	0.1mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	セレン及びその他化合物	セレン 0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその他化合物	ほう素 50mg/L (海域以外) ほう素 230mg/L (海域)
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ふっ素及びその他化合物	ふっ素 15mg/L (海域以外)
ジクロロメタン	0.2mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L		

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」
(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号 最終更新：令和7年環境省令第7号)

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)

- *1:「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- *2:アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物の許容限度については、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として200mg/L。

表 3.2.47 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準
(一般項目)

項目	排水基準等
水素イオン濃度(水素指数)	5.8以上8.6以下(海域以外の公共用水域に排出されるもの) 5.0以上9.0以下(海域)
生物化学的酸素要求量	60mg/L
化学的酸素要求量	90mg/L
浮遊物質量	60mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CUF/mL
窒素含有量	120mg/L(日間平均60mg/L)
磷含有量	16mg/L(日間平均8mg/L)

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物に係る技術上の基準を定める省令」

(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号 最終更新：令和7年環境省令第7号)

- *1：「日間平均」による排水基準値は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- *2：海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- *3：窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- *4：磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

⑤ 悪臭

a) 規制基準

悪臭に係る基準は、悪臭防止法に基づき規制地域及び規制基準が定められている。悪臭防止法では、物質濃度による規制又は臭気指数による規制がある。事業実施想定区域がある最上町では臭気指数による規制を行っているが、事業実施想定区域は、悪臭防止法に基づく規制地域の指定はない。

b) 臭気指数規制

悪臭防止法第4条第2項第1号に定める事業場の敷地境界線における規制基準を表3.2.48に示す。

a 工場等の敷地境界線の地表における規制基準（大気中の許容限度）

表 3.2.48 臭気指数の規制基準

区域の区分	A 区域	B 区域	C 区域
臭気指数	12	15	19

出典：「悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成16年山形県告示383号）
（最終改正 平成24年3月21日告示第253号）

（注）区域の区分は、次のとおりである。

A 区域：用途地域のうち、第一種住居地域

B 区域：用途地域のうち、準工業地域、近隣商業地域、商業地域

C 区域：都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域のうち用途地域以外の地域

b 工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

a の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の2に規定する方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

c 排水に含まれる特定悪臭物質の工場等の敷地外における規制基準 （排水中の濃度の許容限度）

a の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第6条の3に規定する方法により算出した臭気指数とする。

⑥土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」において、調査対象物質及び汚染状態に関する基準が定められている。また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）においては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件が定められている。

「土壌汚染対策法」に基づく汚染状態に関する基準は、表 3.2.49 に、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定要件は、表 3.2.50 に示す。

表 3.2.49 「土壌汚染対策法」に基づく汚染状態に関する基準

分 類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壌溶出量 基準：mg/L	土壌含有量 基準：mg/kg
第一種 特定有 害物質	クロロエチレン	0.002以下	－
	四塩化炭素	0.002以下	－
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	－
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	－
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	－
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	－
	ジクロロメタン	0.02以下	－
	テトラクロロエチレン	0.01以下	－
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	－
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	－
	トリクロロエチレン	0.01以下	－
	ベンゼン	0.01以下	－
第二種 特定有 害物質	カドミウム及びその他化合物	0.003以下	45以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	0.0005以下、かつアルキル 水銀が検出されないこと	15以下
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下
第三種 特定有 害物質	シマジン	0.003以下	－
	チオベンカルブ	0.02以下	－
	チウラム	0.006以下	－
	PCB	検出されないこと	－
	有機りん化合物	検出されないこと	－

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年環境省令第29号 最終改正：令和6年環境省令第17号）

表 3.2.50 農用地土壌汚染対策地域の指定要件

項目	指定要件
人の健康保護の観点から定められた指定要件	・当該農用地で生産される玄米中のカドミウム濃度が0.4mg/kgを超える地域又はそのおそれが著しい地域
農作物等の生育阻害の防止の観点から定められた指定要件	・当該農用地(田に限る。)の土壌中の銅濃度が125mg/kg以上である地域 ・当該農用地(田に限る。)の土壌中の砒素濃度が15mg/kg以上である地域

出典：「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令」

(昭和46年6月24日政令第24号 最終改正：平成22年政令第148号)

⑦地盤沈下

山形県では、「山形県地下水の採取の適正化に関する条例」(昭和51年3月31日山形県条例第16号)を制定し、地盤の沈下が発生している山形地域(山形市)及び米沢地域(米沢市、南陽市、高畠町及び川西町)で揚水機の吐出口の断面積による規制等を行っている。

⑧産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む)は、事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(昭和54年法律第49号)の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

2) 自然環境関係法令等

(1) 自然保護関係

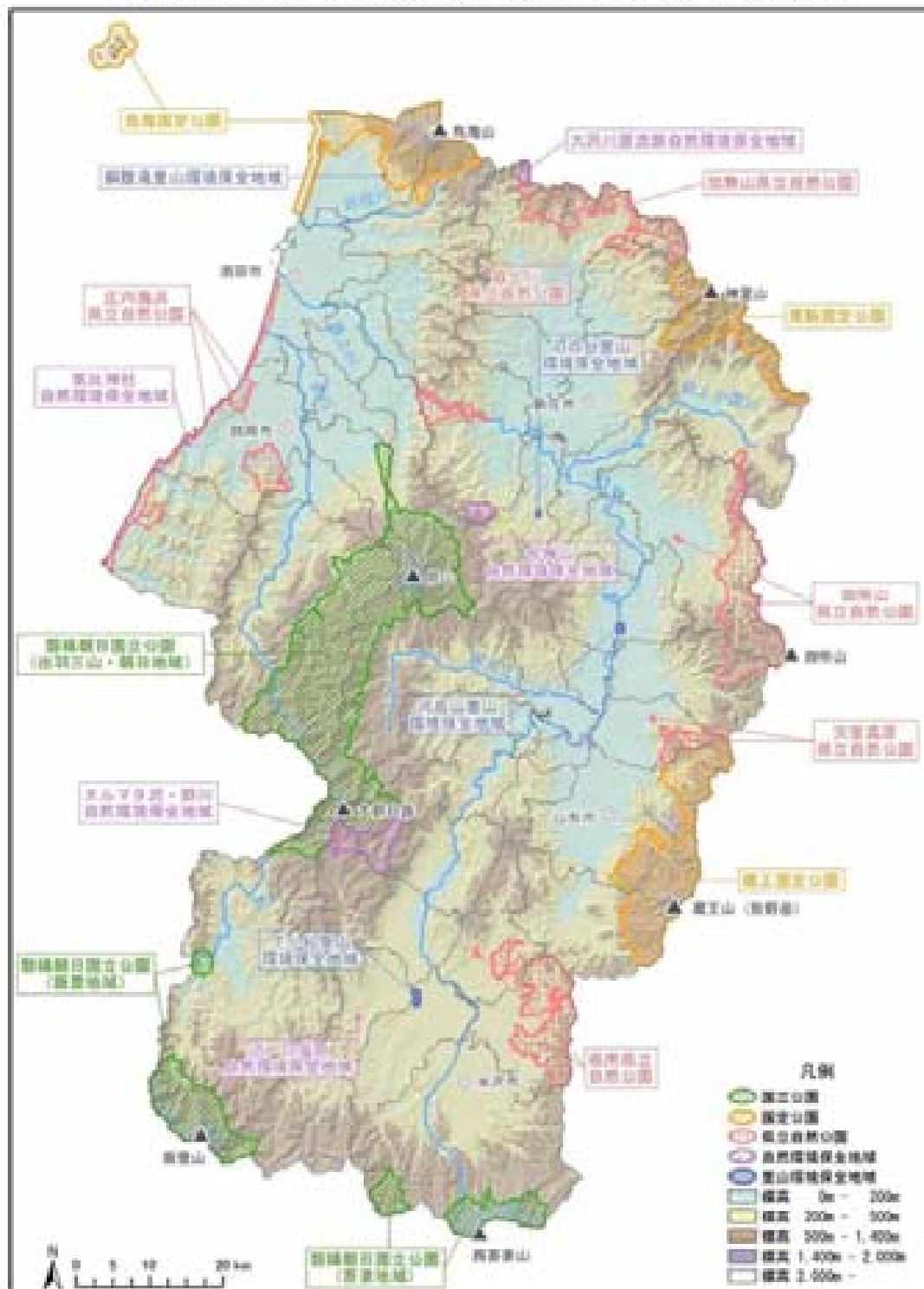
①自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周辺については、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく自然公園(国立公園、国定公園及び県立自然公園)の指定はない。山形県内における「自然公園法」に基づく自然公園の指定状況を図 3.2.14 に示す。

②自然環境保全法に基づく保全地域

事業実施想定区域及びその周辺については、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全地域の指定はない。山形県内における自然環境保全地域の指定状況を図 3.2.14 に示す。

山形県内 自然公園、自然環境保全地域、里山環境保全地域区域図



出典：山形県 HP(自然公園の概要) <https://www.pref.yamagata.jp/documents/2387/kuikizu.pdf>
 図 3. 2. 14 山形県内における自然公園、自然環境保全地域、里山環境保全地域区域図

③世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例に基づく自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周辺に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域の指定はない。



図 3. 2. 15 日本の世界文化遺産区域図

④都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周辺については、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域の指定はない。

⑤鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

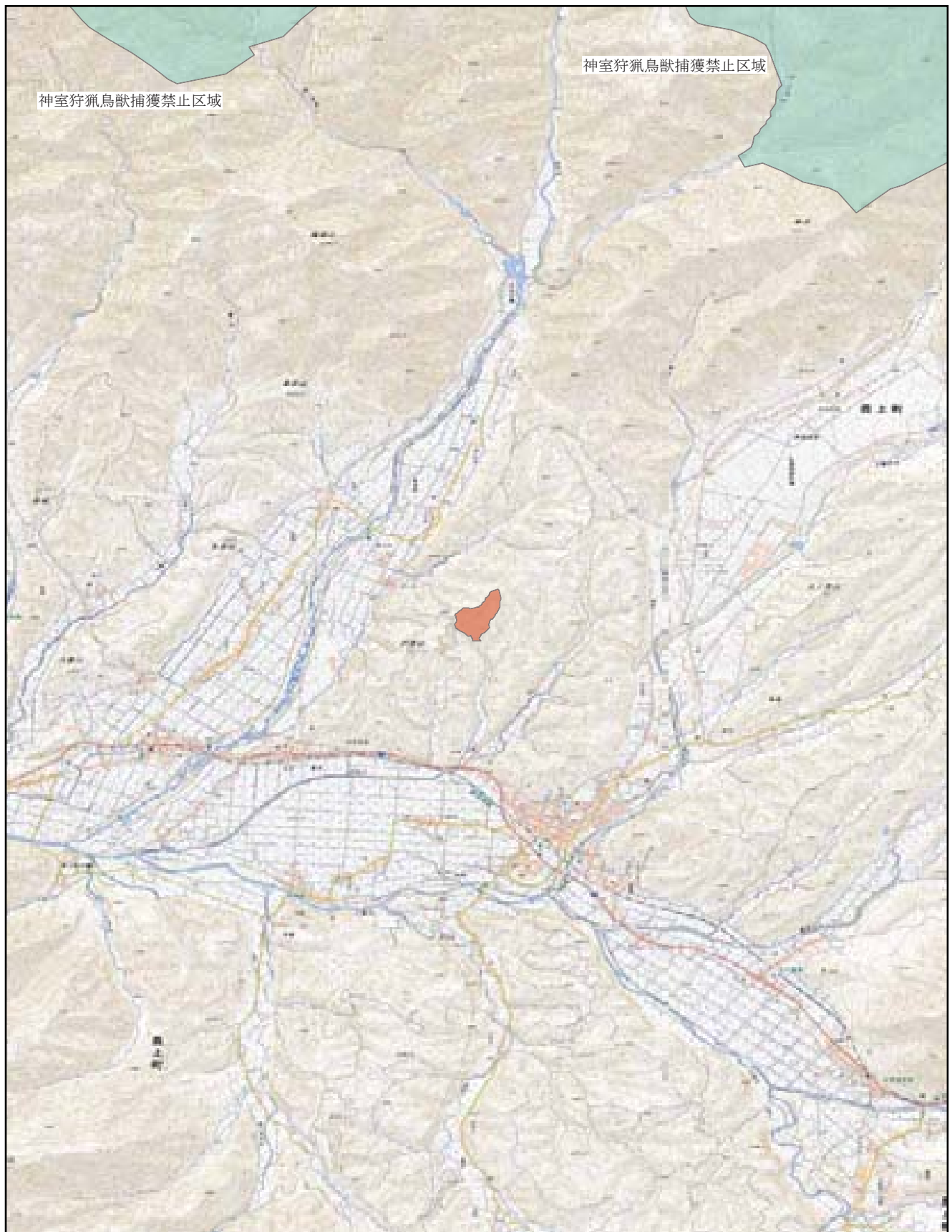
事業実施想定区域及びその周辺については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区は、表 3. 2. 51 及び図 3. 2. 16 に示す。

表 3.2.51 鳥獣保護区等の指定状況

名称	面積 (ha)	期間終了 年月日
神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域	5,382	令和 14 年 10 月 31 日

出典：「狩猟鳥獣捕獲禁止区域について」（山形県 HP）

(https://www.pref.yamagata.jp/050011/kurashi/shizen/seibutsu/about_hunting/hokaku_kinshi.htm)



凡例

 : 事業実施想定区域

 : 鳥獣保護区



縮尺 : 1/50,000

0m 500m 1000m 1500m 2000m

出典 : 国土数値情報ダウンロードサイト (国土交通省)
(<https://nlftp.mlit.go.jp/>)

図 3.2.16 鳥獣保護区等の指定状況

⑥絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周辺については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づく生息地等保護区の指定はない。図3.2.17に生息地保護区の地域図を示す。



出典：「自然環境・生物多様性 生息地等保護区による保護 生息地等保護区一覧」（環境省 HP）
<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html>

図 3.2.17 生息地等保護区による地域図

⑦特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施想定区域及びその周辺については、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」(昭和55年条約第28号)に基づく湿地及び同条約湿地潜在候補地に該当する地域の指定はない。図3.2.18にラムサール条約に基づく湿地位置図を示す。

○ラムサール条約湿地 位置図



出典：「ラムサール条約と条約湿地 日本の条約湿地」(環境省)
https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/ramsarsitej/location_map.pdf

図3.2.18 ラムサール条約湿地位置図

⑧景観計画区域

事業実施想定区域及びその周辺は、山形県景観条例届出適用区域として「山形県景観計画」(平成 20 年 7 月)の対象区域となっている。山形県景観計画区域では、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」(景観法第 8 条第 2 項第 2 号関係)に基づき届出が必要となるが、表 3.2.52 に示す規模以下の行為が適用除外となる。

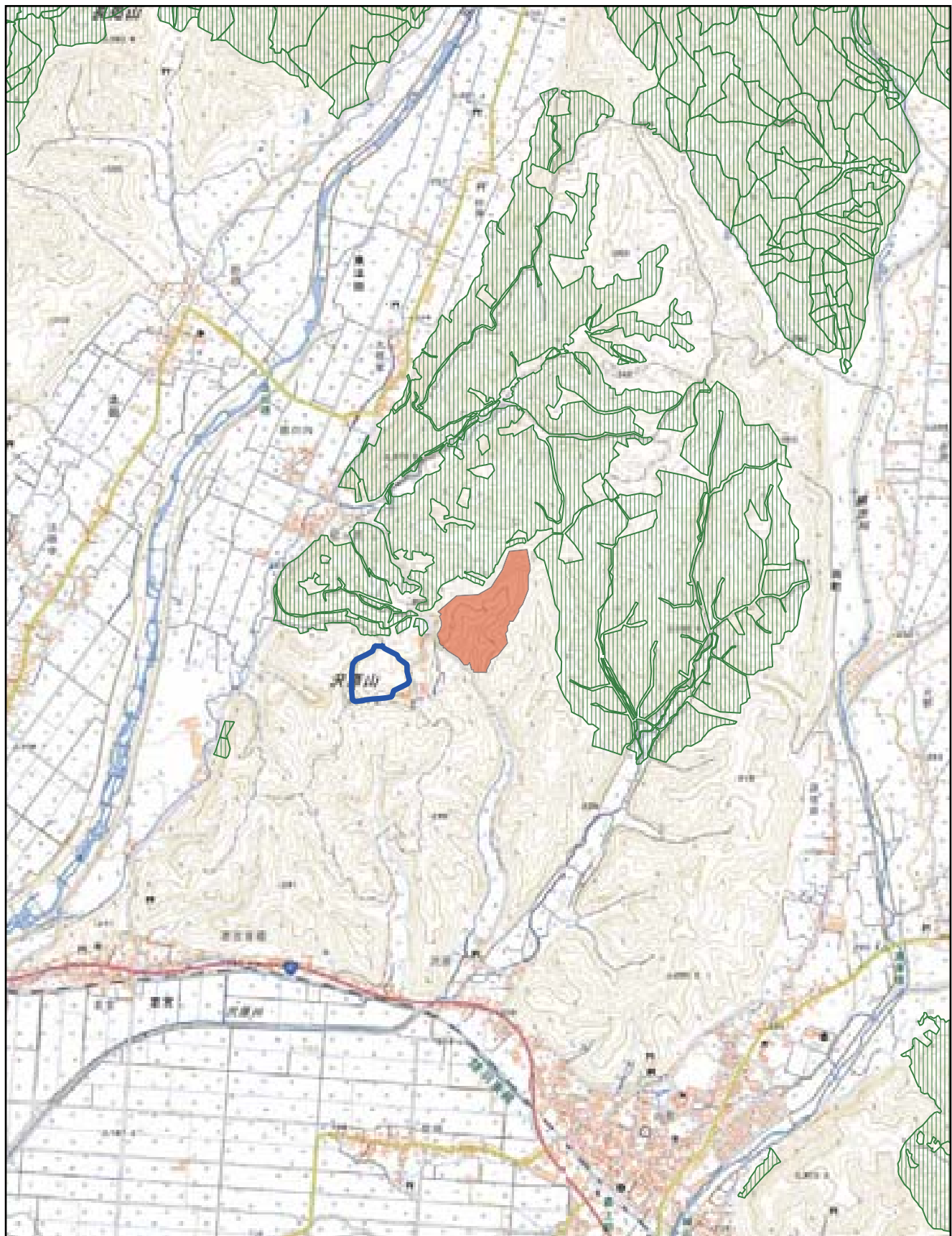
表 3.2.52 山形県景観計画 第 3.3 届出適用除外行為

対象行為	区分	高さ(m)	面積(m ²)
建築物	新築・増築・改築(建築面積)	13	1,000
	外観の変更、色彩の変更(変更面積)	－	400
建設等	煙突、広告塔、高架水槽など	13	－
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等	13	1,000
	電気供給又は電気通信施設	20	－
	その他の工作物	13	1,000
開発行為(法高又は擁壁高、土地面積)		高さ 5 かつ長さ 30	3,000
土地の形質の変更(法高又は擁壁高、土地面積)		高さ 5 かつ長さ 30	3,000
物件の堆積(堆積高、土地面積)		5	1,000

(2) 国土防災関係

①森林法に基づく保安林

「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の指定状況を図 3.2.19 に示す。事業実施想定区域の周辺は、北側、東側及び西側に保安林が指定されている範囲がある。なお、事業実施想定区域は、保安林の指定はない。



凡例

 : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域

 : 保安林



縮尺 : 1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典 : 「国土数値情報ダウンロードサイト」(国土交通省) (<https://nlftp.mlit.go.jp/>)
 山形県農林水産部森林ノミクス推進課 資料

図 3.2.19 保安林指定状況図

②砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周辺における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地は、表 3. 2. 53 及び図 3. 2. 20 に示す。事業実施想定区域は、砂防指定地の指定はない。

表 3. 2. 53 砂防指定地の指定状況

通し番号	告示番号	区域名	告示年月日
3227	1146	白川	昭和27年8月18日
3234	2351	水無川	昭和41年7月26日
3236	1156	絹出川	昭和42年3月31日
3278	669	のこ沢	平成4年3月17日
3288	360	本城寺の沢	平成14年5月8日
3292	716	向町寺の沢	平成18年6月29日
3293	511	ミズカミ沢	平成19年4月25日
3294	1286	ミズカミ沢	平成20年10月27日
3295	230	沼の沢	平成25年3月13日
3297	468	志平沢	平成29年5月23日

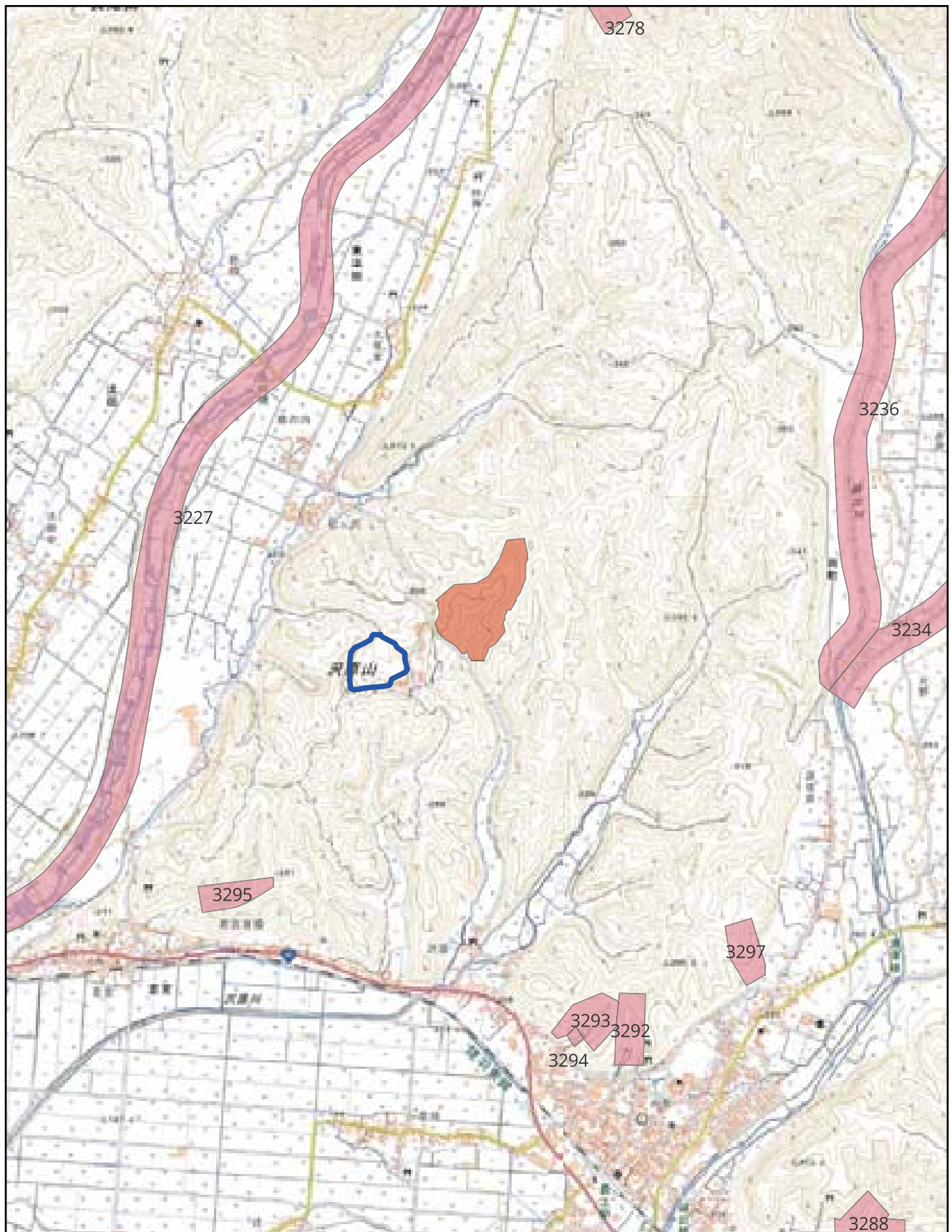
出典：土砂災害警戒システム
(<https://sabo.pref.yamagata.jp/sp/MapFoma.aspx?m=9>)

③急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周辺における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は、事業実施想定区域及びその周辺には指定されていない。

④地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周辺において、「地すべり防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域は、事業実施想定区域及びその周辺には指定されていない。



凡例

 : 事業実施想定区域
  : 既存処分場埋立区域

 : 砂防指定地



縮尺 : 1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

出典 : 山形県最上総合支庁建設部河川砂防課 資料

図 3.2.20 砂防指定地の指定状況

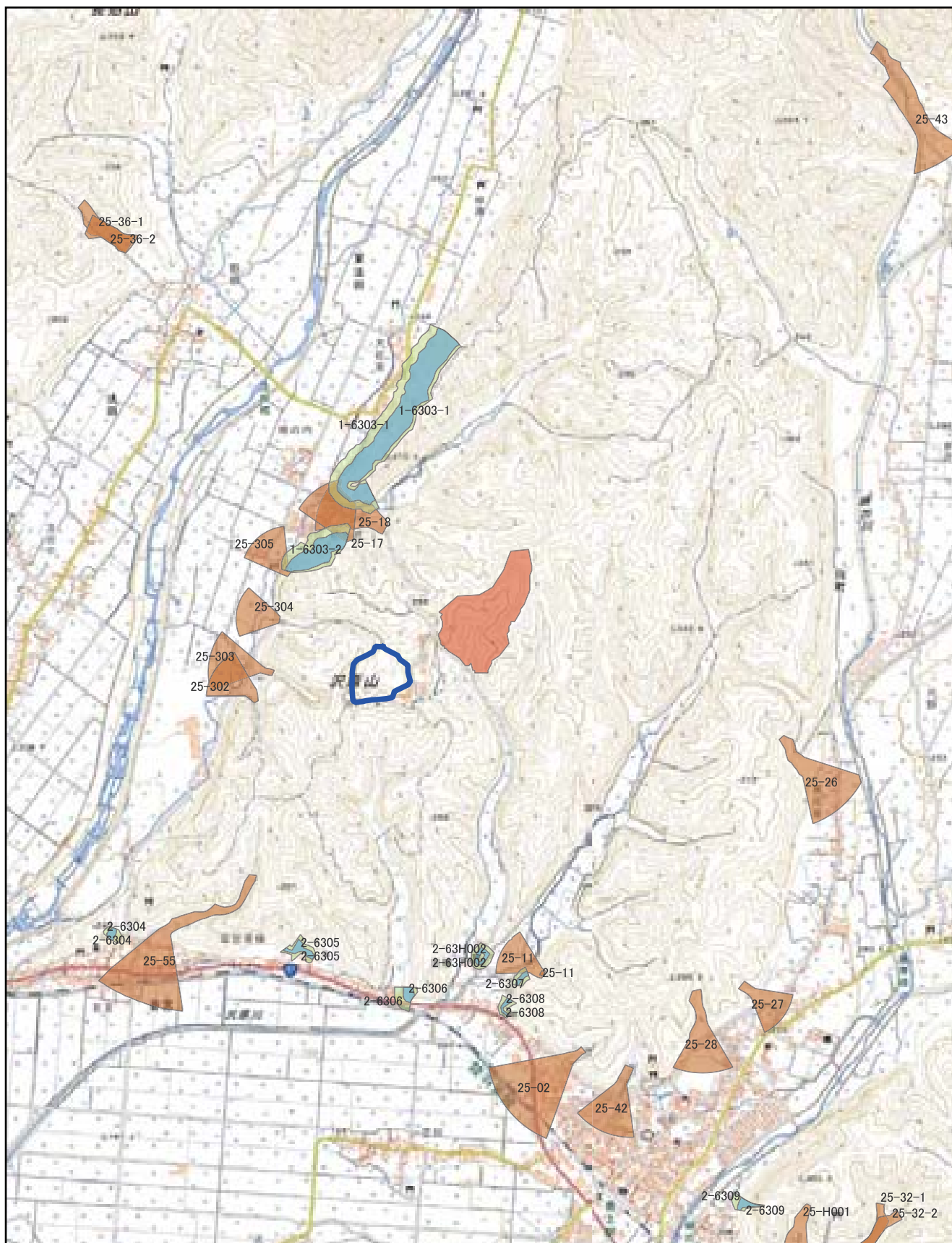
⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

事業実施想定区域及びその周辺における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、表3.2.54及び図3.2.21に示す。

表3.2.54 土砂災害警戒区域の指定状況

自然災害の現象	区域指定箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域告示番号	土砂災害特別警戒区域告示番号
土石流	25-02	ミズカミ沢	向町	県告第172号	-
土石流	25-28	飛鳥沢	向町	県告第172号	県告示第176号
土石流	25-42	向町沢	向町	県告第172号	-
急傾斜地	2-6309	本城十日町	本城	県告第172号	県告示第176号
土石流	25-27	志平沢	向町	県告第675号	県告示第1085号
土石流	25-304	大沢	東法田	県告第811号	県告第819号
土石流	25-305	ござの沢	東法田	県告第811号	県告第819号
土石流	25-17	古水沢	東法田	県告第811号	県告第819号
土石流	25-18	萱刈沢	東法田	県告第811号	県告第819号
急傾斜地	1-6303-1	大在家1-1	東法田	県告第675号	県告第681号
急傾斜地	1-6303-2	大在家1-2	東法田	県告第811号	県告第819号
土石流	25-32-1	寺の沢-1	本城	県告第772号	県告第777号
土石流	25-32-2	寺の沢-2	本城	県告第772号	県告第777号
土石流	25-H001	寺の沢2	本城	県告第942号	県告第950号
土石流	25-11	前の沢	向町	県告第772号	県告第777号
急傾斜地	2-6306	下沢原	向町	県告第772号	県告第777号
急傾斜地	2-63H002	下沢原2	向町	県告第772号	県告第777号
急傾斜地	2-6307	上沢原1	向町	県告第772号	県告第777号
急傾斜地	2-6308	上沢原2	向町	県告第772号	県告第777号
土石流	25-55	沼の沢	若宮	県告第675号	-
急傾斜地	2-6304	若宮	若宮	県告第811号	県告第819号
急傾斜地	2-6305	若宮萱場	若宮	県告第811号	県告第819号
土石流	25-43	末川	向町	県告第811号	県告第819号
土石流	25-26	大平山の沢	向町	県告第1079号	-
土石流	25-36-1	野頭沢-1	法田	県告第772号	県告第777号
土石流	25-36-2	野頭沢-2	法田	県告第772号	県告第777号
土石流	25-302	にでの沢	向町	県告第811号	県告第819号
土石流	25-303	境の沢	向町	県告第811号	県告第819号

出典：土砂災害警戒システム(山形県HP)
(<https://sabo.pref.yamagata.jp/pc/Top.aspx>)



凡例

: 事業実施想定区域 : 既存処分場埋立区域

: 土砂災害警戒区域（土石流） : 土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）

: 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地崩壊）

出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）(<https://nlftp.mlit.go.jp/>)

：土砂災害警戒システム（山形県HP）(<http://sabo.pref.yamagata.jp/pc/Top.aspx>)



縮尺：1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 3. 2. 21

土砂災害警戒区域等の指定状況

⑥山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

事業実施想定区域及びその周辺の「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 28 年）に基づき山形県が設定した山地災害危険地区を表 3. 2. 55 及び図 3. 2. 22 に示す。

表 3. 2. 55 山地災害危険地区の指定状況

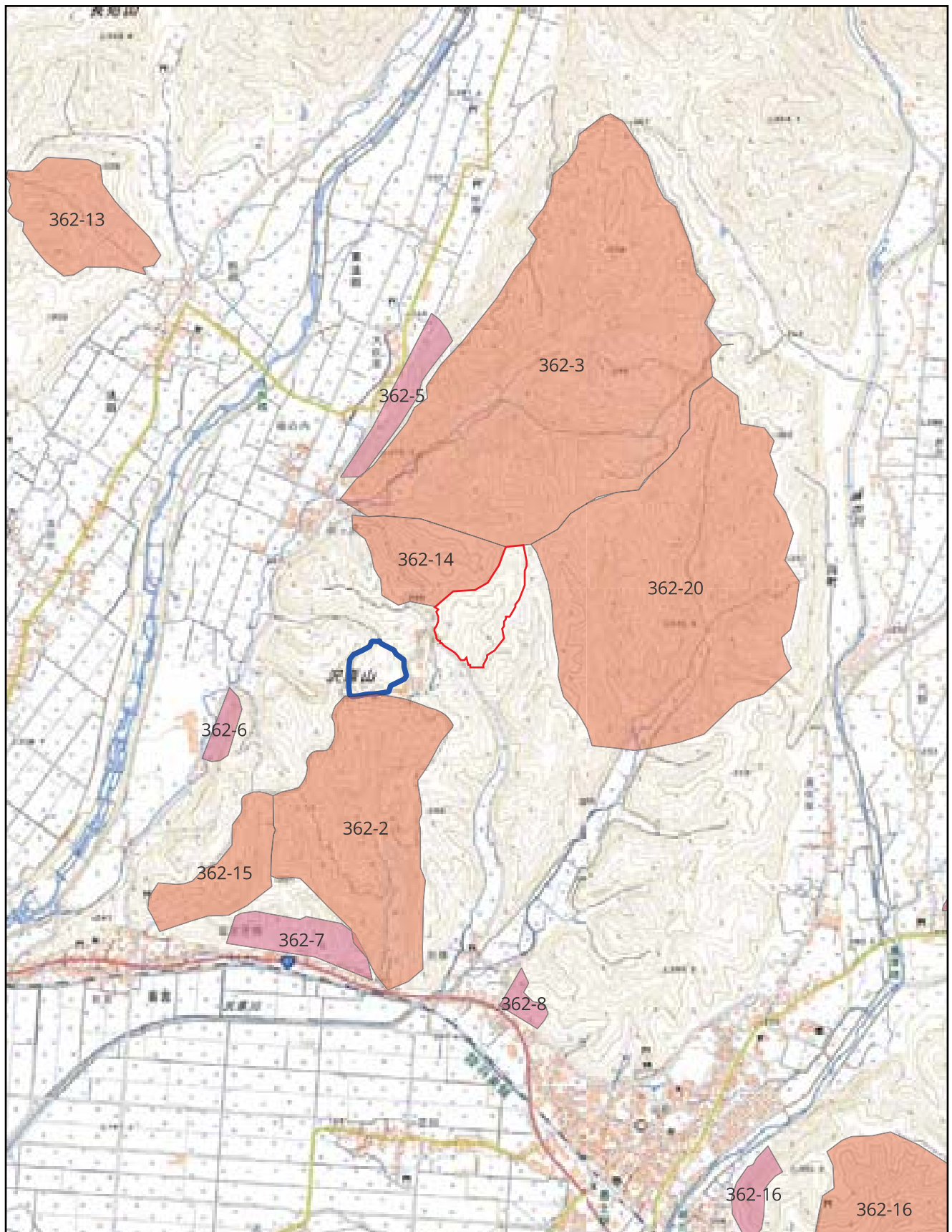
種類	箇所番号	所在地	保安林等	治水事業進捗状況
山腹崩壊危険地区	362-5	最上町大字東法田字東山	土流	概成
	362-6	最上町大字法田字ヒカケヤマ	なだれ	一部概成
	362-7	最上町大字若宮字沢原山	無	無
	362-8	最上町大字向町字沢原	無	無
	362-16	最上町大字本城字平沢山	土流	無
崩壊土砂流出危険地区	362-2	最上町大字向町字沢原山	無	無
	362-3	最上町大字法田字大沢山	土流	一部概成
	362-13	最上町大字法田字西山	無	無
	362-14	最上町大字東法田字大沢山	土流	無
	362-15	最上町大字若宮字沼の沢山	無	無
	362-16	最上町大字本城字平沢山	干害	無
	362-20	最上町大字向町字上沢原	土流	一部概成

出典：「山形県の山地災害危険地区の箇所数(2024年3月現在) 山腹崩壊危険地区」

(https://www.pref.yamagata.jp/documents/3792/202403_sanpukuhoukai_1.pdf)

「山形県の山地災害危険地区の箇所数(2024年3月現在) 崩壊土砂流出危険地区」

(https://www.pref.yamagata.jp/documents/3792/202403_houkaidosya_1.pdf)



凡例

— : 事業実施想定区域
 — : 既存処分場埋立区域

: 山腹崩壊危険地区

: 崩壊土砂流出危険地区



縮尺 : 1/25,000

0m 250m 500m 750m 1000m

図 3.2.22

山地災害危険地区の指定状況

出典 : 山形県農林水産部森ノミクス推進課 資料

3.2.10 関係法令による規制状況まとめ

事業実施想定区域及びその周辺の関係法令による指定及び規制状況を表 3.2.56 及び表 3.2.57 に示す。

表 3.2.56 関係法令による指定及び規制状況

区分	法令等	指定内容等	指定等の有無	
			事業実施想定区域	周辺地域
土地利用	都市計画法(昭和43年法律第100号)	都市地域	×	○
		用途地域	×	○
		風致地区	×	×
	森林法(昭和26年法律第249号)	森林地域	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律(昭和45年法律第58号)	農業地域	○	○
公害防止	環境基本法(平成5年法律第91号)	環境基準	○	○
		騒音類型指定	×	○
		水域類型指定	×	○
	ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)	環境基準	×	○
	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)	排出基準	×	○
	騒音規制法(昭和43年法律第98号)	規制基準	×	○
	振動規制法(昭和51年法律第64号)	規制基準	×	○
	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)	排水基準	×	○
	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)	規制地域	×	○
	土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)	指定区域	×	×
	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)	規制地域	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×
	山形県地下水の採取の適正化に関する条例(昭和51年山形県条例第16号)	地下水採取適正化地域内	×	×
自然環境保全	自然環境保全法(昭和47年法律第85号)	原生自然環境保全地域	×	×
		自然環境保全地域	×	×
	都市緑地法(昭和48年法律第72号)	緑地保全地域	×	×
		特別緑地保全地区	×	×
	自然公園法(昭和32年法律第161号)	国立公園	×	×
		国定公園	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	鳥獣保護区	×	×
		特定猟具使用禁止区域	×	○
		特定猟法禁止区域	×	×
		特例休猟区	×	×
	絶命のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)	生息地等保護区	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例(平成4年条約第7号)	自然遺産、文化遺産等	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和55年条約第28号)	ラムサール条約登録湿地	×	×

表 3.2.57 関係法令による指定及び規制状況

区分	法令等	指定内容等	指定等の有無	
			事業 実施 想定 区域	周辺 地域
文化財	文化財保護法(昭和25年法律第214号)	国指定文化財	×	○
		重要文化的景観	×	○
		周知の埋蔵文化財包蔵地	×	○
	山形県文化財保護条例(昭和30年山形県条例第27号)	県指定文化財	×	○
	最上町文化財保護条例	町指定文化財	×	○
国土 保全	森林法(昭和26年法律第249号)	保安林	×	○
	砂防法(明治30年法律第249号)	砂防指定地	×	○
	急傾斜地等の崩壊による災害防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)	土砂災害特別警戒区域	×	○
		土砂災害警戒区域	×	○
	山地災害危険地区調査要領(林野庁、平成28年)	山地災害危険地区	×	○
景観	山形県景観条例(平成19年山形県条例第69号)	景観計画区域	×	○
		景観形成重点地域	×	○
		眺望景観資産	×	○
		景観重要建造物	×	○
		景観重要樹木	×	○